

「環境の保全と創造に関する条例」に基づく

特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書  
 特定物質(温室効果ガス)排出抑制措置結果報告書  
 届出マニュアル(2021(令和3)年4月)

～ 工場・事業場用 ～

< 目次 >

はじめに

第1章 条例の概要

1 条例に規定する特定物質(温室効果ガス)の種類・・・2  
 2 特定規模排出事業者・・・2  
 3 エネルギー使用量(原油換算)の確認方法について・・・4  
 4 条例対象となった事業者の責務・・・7  
 5 特定物質排出抑制(変更)計画・特定物質排出抑制措置結果報告書の公表について・・・7  
 6 指導・勧告及び罰則等・・・7  
 7 特定物質排出抑制計画等に係る手続きフロー・・・8  
 8 特定物質排出抑制計画書、特定物質排出抑制措置結果報告書の提出方法・・・8

第2章 特定物質排出抑制(変更)計画書

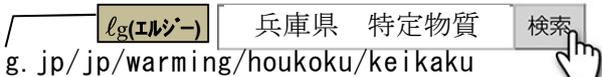
1 特定物質排出抑制(変更)計画書の策定・・・9  
 2 エネルギー使用量1,500kL以上等の工場等に係る計画書(1号排出抑制(変更)計画)・・・10  
 3 公表用特定物質排出抑制(変更)計画書(公表用排出抑制(変更)計画)・・・32  
 4 エネルギー使用量1,500kL未満の工場等に係る計画書(2号排出抑制(変更)計画)・・・34

第3章 特定物質排出抑制措置結果報告書

1 特定物質排出抑制措置結果報告書の提出・・・37  
 2 エネルギー使用量1,500kL以上等の工場等に係る報告書(1号報告書)・・・38  
 3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制目標達成状況確認票(1号)・・・57  
 4 公表用特定物質排出抑制措置結果報告書(公表用報告書)・・・58  
 5 エネルギー使用量1,500kL未満の工場等に係る報告書(2号報告書)・・・60  
 6 特定物質(温室効果ガス)排出抑制目標達成状況確認票(2号)・・・63

第4章 資料編

1 環境の保全と創造に関する条例(抜粋)・・・64  
 2 環境の保全と創造に関する条例施行規則(抜粋)・・・66  
 3 提出方法(条例)・・・68  
 4 提出方法(要綱)・・・72

<p>問い合わせ先</p>	<p>兵庫県 農政環境部 環境管理局 温暖化対策課 推進班                  電話 078-341-7711(内線3367) ファックス 078-382-1580                  〒650-8567(神戸市中央区下山手通5-10-1 1号館2階)</p>
<p>ホームページ  提出方法</p>	<p>様式等は「ひょうごの環境」ホームページからダウンロードが可能です。検索サイトで「兵庫県 特定物質」で検索していただくか、下記アドレスを入力してください。                    →http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/keikaku                  「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください(68ページ「提出方法」参照)。</p>

## はじめに

兵庫県では、2003（平成15）年10月1日から「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画及び措置結果報告制度」を施行し、環境の保全と創造に関する条例（以下「条例」という。）第142条の2第1項に定める「特定規模排出事業者」は、特定物質排出抑制計画の作成・提出及び計画に基づき講じた措置結果の報告が義務付けられています。

この届出マニュアルは、事業者が、条例第142条の2第1項の規定に基づく「兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針」（以下「指針」という。）に従い計画書及び報告書を作成するための参考となる事項を取りまとめたものです。

また、県では2021（令和3）年3月に脱炭素社会の実現に向けて、長期的な将来像や取組の方向性を示すとともに、県民・事業者・団体・行政等が一体となった地球温暖化対策を推進するため、兵庫県地球温暖化対策推進計画（以下「県計画」という。）を改定しました。改定した県計画では、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の社会を目指すとともに、2030（令和12）年度の削減目標を強化し、積極的な取組と削減を目指すこととしております。

これに合わせ、2021年3月に県計画の目標年度である2030（令和12）年度を目標年度として指針を改定しました。

特定規模排出事業者の方々には、脱炭素社会を実現するための長期的な方針を定めるなど、この届出マニュアルを参考に、さらなる特定物質の排出抑制のための省エネの取組みと再生可能エネルギーの利用促進に努めていただくよう期待します。



本マニュアルにおいて、条例に基づく計画書や報告書は以下のとおり記載されます。	
特定物質排出抑制計画書（様式第1号）	1号排出抑制計画
特定物質排出抑制計画書（様式第2号）	2号排出抑制計画
※特定物質排出抑制計画書（様式第3号）	3号排出抑制計画
公表用特定物質排出抑制計画書（様式第4号）	公表用排出抑制計画
特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第5号）	1号報告書
特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第6号）	2号報告書
※特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第7号）	3号報告書
公表用特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第8号）	公表用報告書
（※は自動車運送事業者用の様式です。）	

# 第1章 条例の概要

## 1 条例に規定する特定物質（温室効果ガス）の種類

条例に規定する特定物質は、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条に定める「温室効果ガス」としています。条例では、これらの物質について、排出抑制に努めていただくこととしています。

- ・ 二酸化炭素
- ・ メタン
- ・ 一酸化二窒素
- ・ ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- ・ パーフルオロカーボン（PFC）
- ・ 六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）
- ・ 三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>） ※2015（平成27）年度から適用

## 2 特定規模排出事業者

条例に基づく計画及び報告書の作成・提出対象となる工場等や自動車運送事業者（特定規模排出事業者）の規模は、以下のとおりです。

### (1) 対象となる工場等の基準

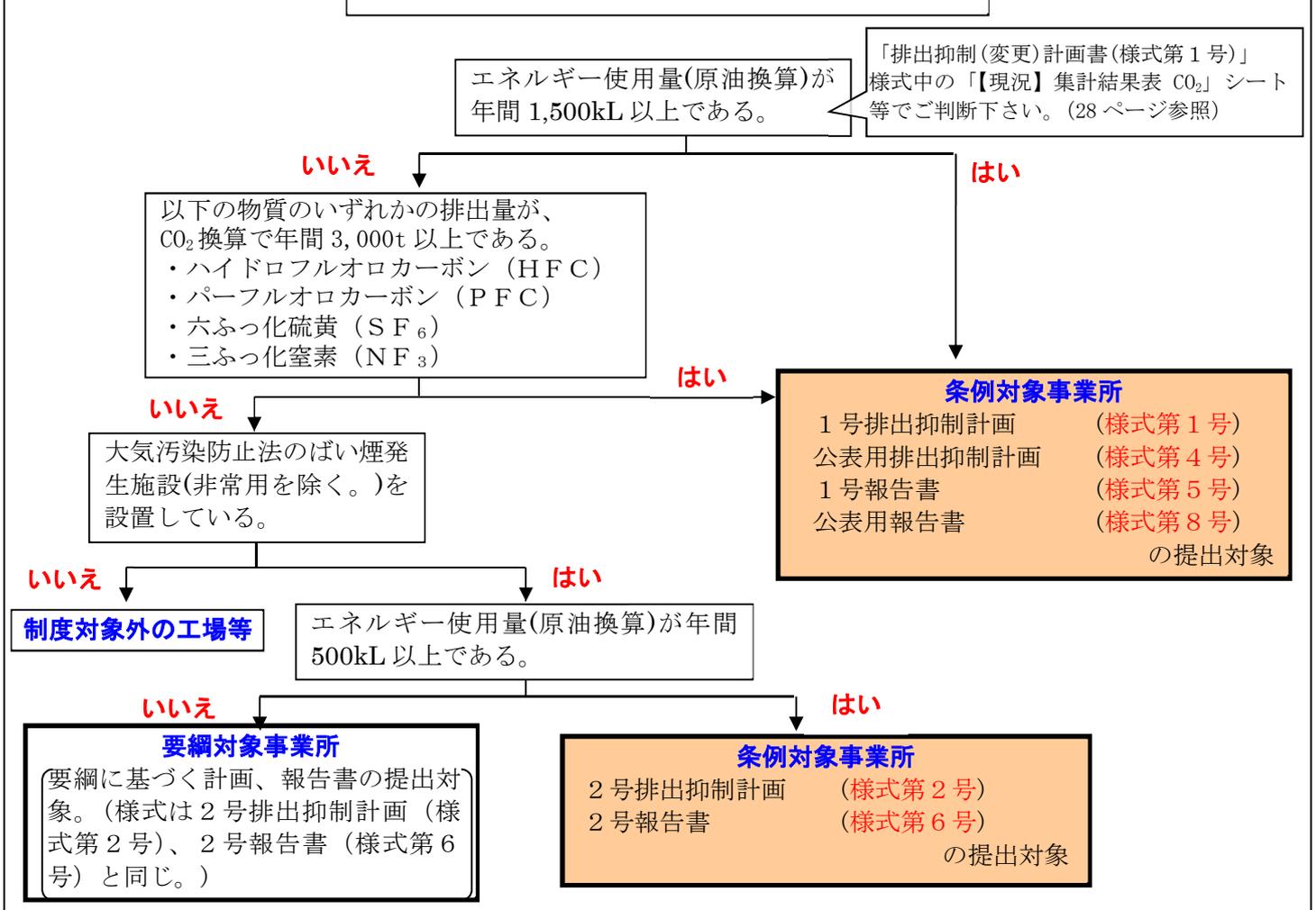
次の①～③のいずれかに該当する工場等。

- ① エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、「省エネ法」といいます。）に規定する「エネルギー（燃料・熱・電気をいう）の前年度（4月1日から翌年3月31日まで）の合計使用量が、年間1,500kL以上（原油換算）の工場等 [いわゆる「第1種エネルギー管理指定工場等」及び「第2種エネルギー管理指定工場等」として指定を受けている工場等]  
※ 条例では、事業所単位での規模になっています。
- ② 省エネ法に規定するエネルギーの前年度（4月1日から翌年3月31日まで）の合計使用量が、年間500kL以上<sup>※1</sup>1,500kL未満であり、大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を設置している工場等
- ③ 前年<sup>※2</sup>（1月1日から12月31日）に排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が3,000トン以上である工場等

※1： テナントビル等におけるエネルギー使用量の報告について、ビル等のオーナーは、テナントがエネルギー管理権原（設備の設置・更新権限を有し、エネルギー使用量を実測値として把握できること）を有している設備以外のエネルギー使用量（全館の空調エネルギー・照明エネルギーなど）を報告して下さい。

※2： 集計期間は、①、②は年度（4月1日から翌年3月31日まで）、③は暦年（1月1日から12月31日まで）になります。

## 条例対象となる工場・事業場の判定フロー図



### (参考) 対象となる自動車運送事業者の基準

→詳細は別冊「届出マニュアル(自動車運送事業者用)」をご覧ください。

前年度(4月1日から3月31日まで)の末日において、自動車運送事業の用に供する自動車の総数が以下の基準を超える自動車運送事業者

区分		台数
ア	①貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業に使用する自動車 ②貨物自動車運送事業法に基づく特定貨物自動車運送事業に使用する自動車	100台以上
イ	・道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業(ウを除く)に使用する自動車	100台以上
ウ	・道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業に使用する自動車	175台以上

#### 《自動車運送事業者の区分》

##### ア① 一般貨物自動車運送事業者

他人の需要に応じ、有償で、軽自動車、自動二輪を除く自動車を使用して貨物を運送する事業



##### ア② 特定貨物自動車運送事業者

特定の者の需要に応じ、有償で、軽自動車、自動二輪を除く自動車を使用して貨物を運送する事業



##### イ 一般旅客自動車運送事業(ウ除く)

- ・一般乗合旅客自動車運送事業・・・定期バス等
- ・一般貸切旅客自動車運送事業・・・観光バス等



##### ウ 一般乗用旅客自動車運送事業

- ・タクシー、ハイヤー等



### 3 エネルギー使用量（原油換算）の確認方法について

エネルギーの定義は省エネ法に準じていますので、省エネ法の定期報告書記入要領等でご確認ください。（下記近畿経済産業局ホームページ参照）

([http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save\\_ene/20kaisei\\_youshiki.html](http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/20kaisei_youshiki.html))

エネルギーの算定は、省エネ法に基づく方法（以下①～③の合計値）で算定します。

- ① 前年度において使用した燃料（省エネ法施行規則第4条第1項に従い算定）
- ② 前年度において他人から供給された熱（省エネ法施行規則第4条第2項に従い算定）
- ③ 前年度において他人から供給された電気（省エネ法施行規則第4条第3項に従い算定）

#### ◆ エネルギー使用量の計算式

$$\text{エネルギー使用量（原油換算）（kL）} = \Sigma \left( 0.0258 \times \text{発熱量（GJ）} \right)$$

#### ◆ 電力の取扱いについて

昼間買電や夜間買電の考え方も省エネ法の考え方に準じます。

- ・ 基本的な考え方（電力会社の昼間・夜間の時間帯とは異なるため注意が必要）  
 省エネ法上の昼間買電 8時～22時  
 " 夜間買電 22時～翌8時
- ・ 高圧電力、季時別などの契約は、  
 昼間電力＝力率測定用有効電力量  
 夜間電力＝全電力使用量－力率測定用有効電力量
- ・ 従量電灯、低圧電力などの契約の場合で、力率測定用有効電力量が分からない場合は、すべて昼間電力として計算してもよい。

高圧電力などの契約をしている事業者は、電気事業者の「電気使用量のお知らせ」などで確認してください。

※ 関西電力(株)の場合は、「電気ご使用量お知らせサービス」で関西電力ホームページから確認できます。

(例)

電気使用量のお知らせ		
契約内容		
○○○		
当月使用量		
最大需要電力	○○kW	
全日	有効	無効
10,000kWh	6,500kWh	0kVarh
夜間電力＝全日－有効		昼間電力＝有効

例の場合は、当月の昼間電力＝6,500kWh  
 夜間電力＝10,000－6,500＝3,500kWh

になります。

各月の昼間電力、夜間電力をそれぞれ合計し、年間（4月～翌年3月末）の電力使用量を合計して年間の電力使用量を算出してください。

従量電灯、低圧電力などの契約で、力率測定用有効電力量が不明の場合は、すべて昼間電力として計算してください。

エネルギー使用量（原油換算）は、「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画」に掲載の「条例対象判定シート.xls」で確認できます。

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画」

[https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/leg\\_422](https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/leg_422)



**特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画**

**制度の概要**

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、2003(平成15)年10月から、特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画・措置結果報告制度を実施しています。

対象事業者（一定規模以上の工場等又は自動車運送事業者）は、2020(令和2)年度の温室効果ガス排出目標量等を記載した特定物質排出抑制計画書を作成・提出する（計画書は変更がない限り、1度提出していただければ毎年提出する必要はありません。）とともに、計画に基づき前年度に実施した措置結果を毎年報告する必要があります。

なお、計画及び報告書の概要（1,500kL未満の事業所を除く）については、[兵庫県ホームページ](#)等で公表されます。

③タクシー  
・道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

事業所のエネルギー使用量（原油換算）を確認する場合、「こちら」をクリックしてエクセルファイルを開いてください。

工場・事業場の規模要件の確認は[こちら](#)（EXCELファイル）

計画書・報告書の公表  
県に提出された「特定物質排出抑制計画書」及び「特定物質排出抑制措置結果報告書」の概要は、事業者単位でとりまとめ、県ホームページで公表されます。  
ただし、燃料、熱および電気の年間使用量が原油換算で1,500kL未満の事業所に係るものは公表の対象外です。  
特定物質排出抑制計画書・措置結果報告書の公表は[こちら](#)

エクセルの「エネルギー使用量（原油換算用）」シートを開いて前年度に事業所で使用した燃料、他人から供給された熱及び電気の使用量を入力するとエネルギー使用量（原油換算）が算定されます。

4	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
1	エネルギー使用量(燃料、熱および電気)の原油換算表															
2	黄色セルに数値を入力してください。															
3																
4	移動の区分	燃料使用量	名称	名称	使用量	単位	原油換算係数	単位換算量	原油換算量 (kL)							
5	燃料の使用	燃料の使用量	名称	名称	使用量	単位	原油換算係数	単位換算量	原油換算量 (kL)							
6			原油(コンデンセートを除く)			(%)	0.989	38.2	0							
7			原油(のうちコンデンセート(NGL))			(%)	0.911	35.3	0							
8			揮発油(ガソリン)		1,000	(%)	0.890	34.6	1							
9			ナフサ			(%)	0.887	33.6	0							
10			灯油			(%)	0.947	36.7	0							
11			軽油		2,500	(%)	0.970	37.7	2							
12			A重油			(%)	1.009	39.1	0							
13			B・C重油			(%)	1.081	41.7	0							
14			石炭アスファルト			kg (kg)	1.066	39.9	0							
15			石炭コークス			kg (kg)	0.771	29.9	0							
16			液化石油ガス(LPG)			m3 (kg)	1.731	50.8	0							
17			石油系炭化水素ガス			m3	1.088	44.9	0							
18			液化天然ガス(LNG)			m3 (kg)	1.409	54.6	0							
19			その他可燃性天然ガス			m3	1.122	43.5	0							
20			解凍炭			kg (kg)	0.748	29.0	0							
21			一般炭			kg (kg)	0.890	25.7	0							
22			解凍炭			kg (kg)	0.894	26.9	0							
23			石炭コークス			kg (kg)	0.709	29.4	0							
24			コールタール			kg (kg)	0.962	37.3	0							
25			コークス炉ガス			m3	0.844	21.1	0							
26			高炉ガス			m3	0.988	3.41	0							
27			転炉ガス			m3	0.217	8.41	0							
28			都市ガス(LSG)		1,267,000	m3	1.191	4.5	1,471							
29	他人から供給された熱の使用	熱使用量	産業用蒸気			kJ	0.020	1.02	0							
30			産業用以外の蒸気			kJ	0.036	1.36	0							
31			暖水			kJ	0.036	1.36	0							
32			冷水			kJ	0.036	1.36	0							
33	他人から供給された電気の使用	電気事業者	昼間発電		1,056,000	Wh	0.267	9.97	272							
34			夜間発電		1,023,000	Wh	0.239	9.28	245							
35			上記以外の発電			Wh	0.262	9.76	0							
36								合計	1,991							
37																
38																

事業所で前年度に使用した燃料、熱、電気の使用量を入力してください。

産業用蒸気とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であって、専ら事務所その他これに類する用途以外の工場等から供給された蒸気をいう。

産業用以外の蒸気、温水・冷水とは、産業用蒸気以外の熱で、熱供給事業者（加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気を送管により供給する事業者を行う者）等から受け入れられた熱をいう。

昼間発電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気で8時から22時までに使用した電力をいう。

夜間発電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気で22時から8時までに使用した電力をいう。

電力会社の検針票等の「力率測定用有効電力量」が昼間電力に当たり、夜間発電は全使用量から力率測定用有効電力量を引いて算出する。昼夜間の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として計上すること。

上記以外の発電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受けた電気以外の電気で使用した電力をいう。

判定結果：1500kL以上です。1号計画書、1号報告書を提出して下さい。

エネルギー使用量（原油換算）が自動で算定されます。

(参考)「省エネ法の概要」(経済産業省資源エネルギー庁)パンフレットより引用

エネルギー使用量(原油換算値)簡易計算表						
エネルギーの種類	単位	使用量		換算係数		
		数値	熱量 GJ	数値	単位	
原油	kℓ			38.2	GJ/kℓ	
原油のうちコンデンセート(NGL)	kℓ			35.3	GJ/kℓ	
揮発油(ガソリン)	kℓ			34.6	GJ/kℓ	
ナフサ	kℓ			33.6	GJ/kℓ	
灯油	kℓ			36.7	GJ/kℓ	
軽油	kℓ			37.7	GJ/kℓ	
A重油	kℓ			39.1	GJ/kℓ	
B・C重油	kℓ			41.9	GJ/kℓ	
石油アスファルト	t			40.9	GJ/t	
石油コークス	t			29.9	GJ/t	
石油ガス	液化石油ガス(LPG) <sup>※1</sup>	t		50.8	GJ/t	
	石油系炭化水素ガス	千m <sup>3</sup>		44.9	GJ/千m <sup>3</sup>	
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t		54.6	GJ/t	
	その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>		43.5	GJ/千m <sup>3</sup>	
石炭	原料炭	t		29.0	GJ/t	
	一般炭	t		25.7	GJ/t	
	無煙炭	t		26.9	GJ/t	
石炭コークス	t			29.4	GJ/t	
コールタール	t			37.3	GJ/t	
高炉ガス	千m <sup>3</sup>			3.41	GJ/千m <sup>3</sup>	
転炉ガス	千m <sup>3</sup>			8.41	GJ/千m <sup>3</sup>	
その他の燃料	都市ガス△△ <sup>※2</sup>	千m <sup>3</sup>			GJ/千m <sup>3</sup>	
		*			GJ/*	
		**			GJ/**	
産業用蒸気	GJ			1.02		
産業用以外の蒸気	GJ			1.36	(換算係数)	
温水	GJ			1.36		
冷水	GJ			1.36		
小計①	GJ					
電気	電気事業者 <sup>※3</sup>	昼間買電	千kWh		9.97	GJ/千kWh
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯 <sup>※4</sup>	千kWh	( ) <sup>※5</sup>	( ) <sup>※5</sup>	9.97
	その他	夜間買電	千kWh		9.28	GJ/千kWh
		上記以外の買電	千kWh		9.76	GJ/千kWh
	自家発電	千kWh			GJ/千kWh	
小計②	千kWh					
合計 GJ (③=①+②)						
原油換算 kℓ				0.0258	kℓ/GJ	
前年度原油換算 kℓ						
対前年度比(%)						

の欄を入力すれば、原油換算値が計算されます。

※1: ガス会社からの使用量が“m<sup>3</sup>(立法メートル)”で表示されている場合、“t(トン)”に換算する必要があります。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。不明な場合は、以下の数値を用いることができます。

プロパン	1m <sup>3</sup>	1/502[t]
ブタン	1m <sup>3</sup>	1/355[t]
プロパン・ブタンの混合	1m <sup>3</sup>	1/458[t]

※2: 燃料に都市ガスを使用している場合は、その他の燃料の欄に「都市ガス△△」(△△は、5C、13A等)と記入します。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。

※3: 小売り電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気の買電量を記入します。

※4: 夏期・冬期における電気需要平準化時間帯とは、7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日までの8~22時までをいいます。

※5: 「( )」は、昼間買電の内数であるため、「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

### 1年度間のエネルギー使用量 1,500kℓの目安

事業所の立地条件(所在地等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養病院)等によってエネルギーの使用量は異なりますが、一般的な目安として例示すると以下のとおりです。

- 小売店舗(延べ床面積)  
約3万㎡程度
- オフィス・事務所(電力使用量)  
約600万kWh/年度程度
- ホテル(客室数)  
300~400室程度
- 病院(病床数)  
500~600床程度
- コンビニエンスストア(店舗数)  
30~40店舗程度
- ファーストフード店(店舗数)  
25店舗程度
- ファミリーレストラン(店舗数)  
15店舗程度
- フィットネスクラブ(店舗数)  
8店舗程度

## 4 条例対象となった事業者の責務

条例に基づく特定規模排出事業者は、排出抑制計画の作成・提出や計画に基づき講じた措置結果の報告など、以下の義務があります。

### (1) 特定物質排出抑制計画書の作成・変更及び提出

現計画は 2005 年度（平成 17 年度）を基準とし、2020（令和 2）年度を目標に作成いただいています。  
今後、2013（平成 25）年度を基準とし、2030（令和 12）年度を目標にした計画（新計画）を策定いただく予定です。

後日、新計画策定等について、本マニュアルを修正します。

条例に基づく特定規模排出事業者になった事業者は、2020（令和 2）年度を目標とした計画を作成し、提出する義務があります。（条例第 142 条の 2 第 1 項）

計画は、特定規模排出事業者になった年度の 7 月末日までに、県に提出しなければなりません。

また、計画が変更になった場合、変更後の計画を速やかに県に提出しなければなりません。（条例第 142 条の 2 第 2 項）

### (2) 特定物質の排出の抑制

特定規模排出事業者は、自ら定めた計画に基づいて、排出抑制に努める義務があります。（条例第 142 条の 3 第 1 項）

### (3) 特定物質排出抑制措置結果報告書の提出

特定規模排出事業者は、計画の目標を達成するために、毎年度実施した排出抑制措置の結果を報告する義務があります。（条例第 142 条の 3 第 2 項）

### (4) 取組状況の公表

特定規模排出事業者は、排出抑制計画や排出抑制の取組の状況について公表するよう努める義務があります。（条例第 142 条の 7）

## 5 特定物質排出抑制（変更）計画書・特定物質排出抑制措置結果報告書の公表について

県は個々の事業者の排出抑制計画及び報告書（エネルギー使用量 1,500kL 未満の工場等に係るものを除く。）の概要を公表します。（条例第 142 条の 4 第 2 項）

また、特定規模排出事業者から提出された計画及び報告の集計結果を公表します。（条例第 142 条の 4 第 1 項）

## 6 指導・勧告及び罰則等

### (1) 指導又は助言

県は、特定規模排出事業者に対し、排出抑制計画の作成及び計画に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行うことがあります。（条例第 142 条の 5）

### (2) 勧告

県は、特定規模排出事業者が以下のことをしなかったときは、事業者に対し提出や報告すべきことについて勧告することができます。（条例第 142 条の 6）

ア 排出抑制計画の提出（条例第 142 条の 2 第 1 項）

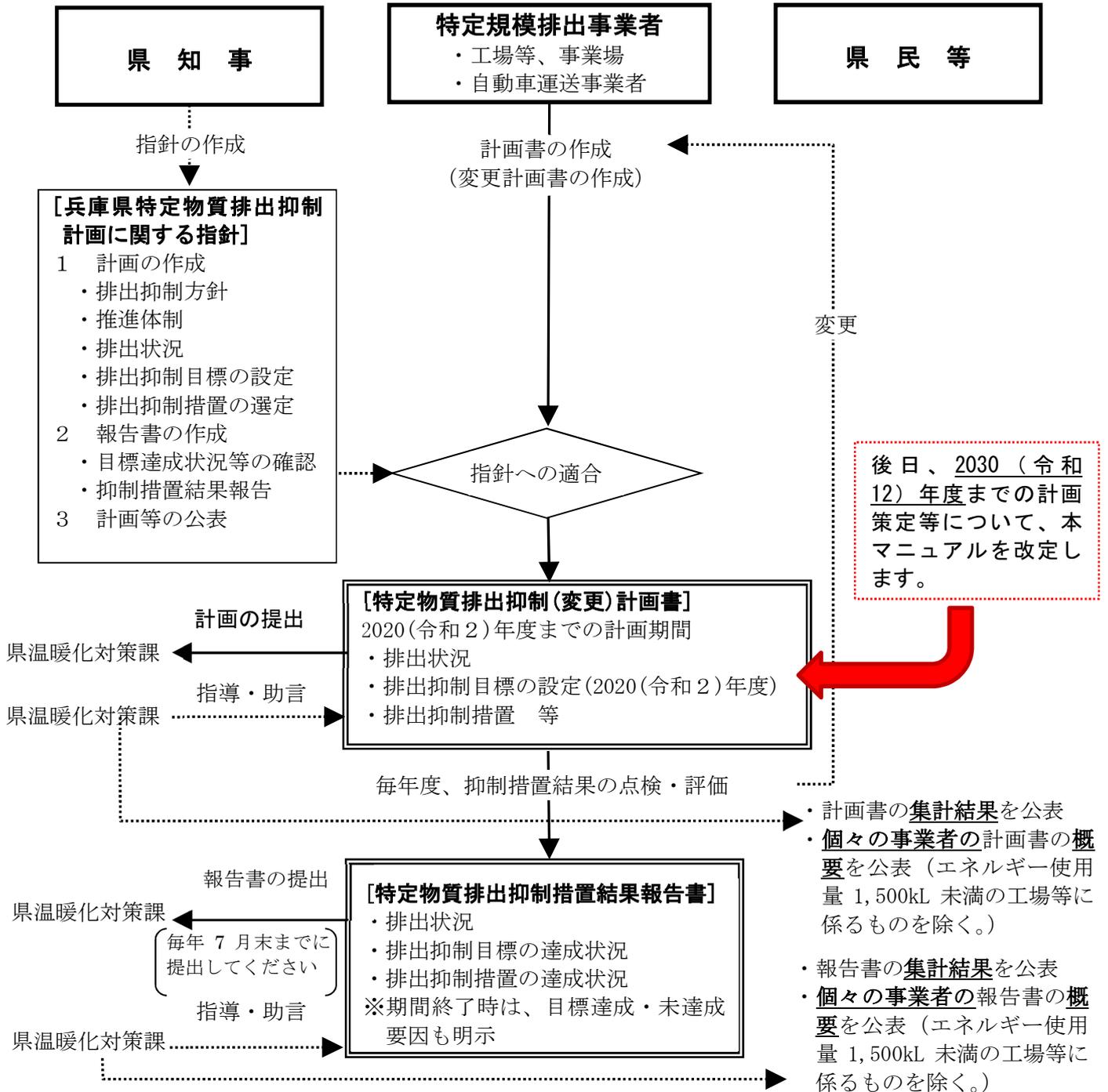
イ 排出抑制計画の変更（条例第 142 条の 2 第 2 項）

ウ 措置結果の報告（条例第 142 条の 3 第 2 項）

### (3) 違反事業者名の公表

県は、上記の勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができます。（条例第 150 条第 2 項）

## 7 特定物質排出抑制計画等に係る手続きフロー



## 8 特定物質排出抑制計画書、特定物質排出抑制措置結果報告書の提出方法

- ・ 「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください(68ページ「提出方法」参照)。(集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。)
- ・ 受領印希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑(表紙)のみご郵送ください。

※ エネルギー使用量(原油換算)が年間1,500kL未満の事業所が提出される2号排出抑制計画(様式第2号(要綱様式第1号))、2号報告書(様式第6号(要綱様式第2号))についても集計処理の都合上、簡易申請システムでExcelファイルをご提出ください。(パソコン未設置などやむを得ない場合\*のみ郵送もしくはファックスでご提出ください。)

\*1,500kL未満の事業所でやむをえず郵送等される場合の送付先  
 郵送: 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
 兵庫県農政環境部環境管理局温暖化対策課  
 FAX: 078-382-1580

## 第2章 特定物質排出抑制(変更)計画書

### 1 特定物質排出抑制(変更)計画の作成

特定規模排出事業者は、2020（令和2）年度を目標とした排出抑制計画を作成し、県（温暖化対策課）に届け出る義務があります。

工場等の区分に応じ、1号計画書（様式第1号）又は2号計画書（様式第2号）のいずれかを作成します。

**第2章は2020（令和2）年度を目標とした排出抑制計画について記載しております。今後、2013（平成25）年度を基準とし、2030（令和12）年度を目標にした計画（新計画）を策定いただく予定です（マニュアルは後日改定予定です）。**

工場等の区分	計画書の種類	報告書の種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法に規定するエネルギー（原油換算）の前年度（4月1日から3月31日まで）の合計使用量が、1,500kL以上の工場等</li> </ul>	<p>新たに対象となった事業所、報告済の計画を変更した事業所は次の①、②の両方を提出。 （②は事業者単位で提出）</p> <p>① 1号排出抑制計画（様式第1号） →記入方法は、本マニュアルのP10～参照</p> <p>② 公表用排出抑制計画（様式第4号） →記入方法は、本マニュアルのP32～参照</p>	<p>毎年、次の③④の両方を提出。 （④は事業者単位で提出）</p> <p>③ 1号報告書（様式第5号） ※目標達成状況確認票含む →記入方法は、本マニュアルのP38～参照</p> <p>④ 公表用報告書（様式第8号） →記入方法は、本マニュアルのP58参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>前年（1月1日から12月31日）に排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が3,000トン以上である工場等</li> </ul>	<p>次の⑤を提出。</p> <p>⑤ 2号排出抑制計画（様式第2号） →記入方法は、本マニュアルのP34～参照</p>	<p>次の⑥を提出。</p> <p>⑥ 2号報告書（様式第6号） ※目標達成状況確認票含む →記入方法は、本マニュアルのP60～参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法に規定するエネルギー（原油換算）の前年度（4月1日から3月31日まで）の合計使用量が、500kL以上1,500kL未満であり、大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を設置している工場等</li> </ul>	<p>次の⑤を提出。</p> <p>⑤ 2号排出抑制計画（様式第2号） →記入方法は、本マニュアルのP34～参照</p>	<p>次の⑥を提出。</p> <p>⑥ 2号報告書（様式第6号） ※目標達成状況確認票含む →記入方法は、本マニュアルのP60～参照</p>

※ 条例対象となる工場・事業場の判定フロー図は本マニュアルのP3参照

本マニュアルにおいて、条例に基づく計画書や報告書は以下のとおり記載されます。

特定物質排出抑制計画書（様式第1号）・・・・・・・・・・ 1号排出抑制計画

特定物質排出抑制計画書（様式第2号）・・・・・・・・・・ 2号排出抑制計画

※特定物質排出抑制計画書（様式第3号）・・・・・・・・・・ 3号排出抑制計画

公表用特定物質排出抑制計画書（様式第4号）・・・・・・・・・・ 公表用排出抑制計画

特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第5号）・・・・・・・・・・ 1号報告書

特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第6号）・・・・・・・・・・ 2号報告書

※特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第7号）・・・・・・・・・・ 3号報告書

公表用特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第8号）・・・・・・ 公表用報告書

（※は自動車運送事業者用の様式です。）

## 2 エネルギー使用量 1,500kL 以上等の工場等に係る計画（1号排出抑制（変更）計画）

※エネルギー使用量年間 1,500kL 未満の事業所は P34 を参照

次のいずれかに該当する工場等は、1号排出抑制計画（様式第1号）及び公表用排出抑制計画（様式第4号）を作成し、県に提出してください。（ただし、2014（平成26）年度以降に排出抑制計画を既に提出済で、内容（目標量(18ページ)、推進体制(13ページ)など）に変更が無い場合は提出不要です。）

- ・ 省エネ法に規定するエネルギーの前年度（4月1日から3月31日まで）の合計使用量が、原油換算で 1,500kL 以上の工場等
- ・ 前年（1月1日から12月31日）に排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が3,000トン以上である工場等

### (1) 特定物質排出抑制（変更）計画の作成

#### ア 特定物質排出抑制（変更）計画の内容

1号排出抑制計画は、「兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針」を参考に、工場等で取り組むことができる対策（排出抑制措置）を具体的に定めてください。

1号排出抑制計画の構成は、次のようになっています。内容の記載については、次ページ以降の記載例を参考に工場・事業場ごとに作成してください。

- (ア) 特定物質排出抑制方針
- (イ) 推進体制の整備
- (ウ) 特定物質排出状況
- (エ) 特定物質排出抑制目標
- (オ) 特定物質排出抑制措置

#### イ 添付資料

1号排出抑制計画には、次の資料を添付します。

- (ア) 算定を行う年度（算定年度）の特定物質排出量集計結果表
- (イ) 算定年度における月ごと及び用途ごとの燃料等の使用実績（必要に応じて）
  - ※ 基準年度における操業が、生産水準等により通常状態を表していない場合等
- (ウ) 公表用計画（以下参照）
- (エ) その他添付資料（26、27、28ページ参照）

#### ウ 公表用特定物質排出抑制（変更）計画の内容

公表用計画は、事業者単位でとりまとめて作成してください。

32ページ～以降の取りまとめ方法・記入例を参照し、作成してください。

### (2) 提出方法

- ・ 「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください（68ページ「提出方法」参照）。
  - ※ 集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。
- ・ **Excelファイルは必ずホームページの最新ファイルをダウンロードし、使用してください。**
- ・ 受領印希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑（表紙）のみご郵送ください。

### (3) 提出期限

#### ア 新たに特定規模排出事業者となった工場等

その年の7月末日までに1号排出計画を作成し、県に届け出てください。

なお、1号排出抑制計画は、計画の変更がない限り、特定規模排出事業者となった年に1回提出していただければ毎年提出する必要はありません。

（→翌年以降は、1号報告書のみを毎年提出いただくことになります。（詳細は第3章（38、58ページ）参照））

#### イ 排出抑制計画を変更した事業者

排出抑制計画が変更になった場合は変更後の計画を速やかに県に提出してください。

新規計画の場合は「(変更)」を削除し、「～抑制計画書」としてください(本例は変更計画書の例)。

(4) 1号排出抑制(変更)計画の記入方法について (記載例)

様式第1号(条例第142条の2関係)

市町村コード	
事業所番号	123456

事業所番号(6桁:送付の封筒に記載)は必ず記載してください。不明な場合は、県にお問い合わせください。

特定物質排出抑制変更計画書

2020年7月〇〇日

兵庫県知事 様

設置者又は管理者を記入します。事業者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記入します。管理者とは、設置者から工場等の管理を委任されている者(例 工場長、支社長など)のことです。この場合、工場等の所在地、名称、工場等の代表者の氏名を記入します。なお、施設等の運転管理業務等を委託された管理会社は、管理者に該当しません。

提出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 神戸市中央区下山手通5-10-1  
 氏名(法人にあっては、代表取締役社長) 株式会社〇〇〇〇  
 担当者氏名 環境対策室 〇〇 〇〇  
 電話(078) 341-7711

県からの問い合わせに直接お答えいただける担当者名を記載下さい。役職は問いません。

工場・ビル等の名称を記入してください。

工場等の名称 株式会社〇〇〇〇 神戸工場

工場等の所在地	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
業種	2661 金属工作機械製造業
事業の概要	金属塊から切削加工製品(旋盤、ボール盤等)を製造する。製造工程は別紙フローのとおり。
エネルギーの使用量	合計 2,554 kL/年(原油換算量)
	燃料及び熱 2,040 kL/年(原油換算量)
	電 気 2,000,000 kWh/年 (= 514 kL/年)
名称	〇〇部 環境対策室

最新の日本標準産業分類の細分類番号(4桁)と業種名を記入してください。

集計結果表(「【現況】集計結果表 CO<sub>2</sub>」シート)に入力すれば本シートに自動的に転記されますので、入力不要です。(本マニュアルの27、28ページ【集計結果表】欄参照)

担当部署 連絡先 電話 078-341-7711(内線3366)  
 (ファクシミリ 078-362-3966)  
 (電子メール taikika@pref.hyogo.lg.jp)

1 特定物質排出抑制方針	別紙のとおり
2 推進体制の整備	
3 特定物質排出状況	
4 特定物質排出抑制目標	
5 特定物質排出抑制措置	

県からの問い合わせ等に直接お答えいただける担当者の方の部署を記入してください。

備考

記載方法は、次ページの解説参照

変更計画を提出する場合は「備考」欄に変更の概要を記入してください。  
 (例1) 工場増設に伴う、目標値の変更  
 (例2) 目標年度変更に伴う、新計画の策定

## 《 1号排出抑制(変更)計画の記入方法 》

### ア 業種の記載方法について

日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と業種名を記入してください。

複数の事業を行っている場合は、主として行われている業種について記入してください。また、テナントビルの場合、ビル設置者の事業活動の業種（例 6911 貸事務所業）を記入してください。

日本標準産業分類の細分類番号と業種名は、以下のホームページから検索することができます。

#### 【参考】日本標準産業分類

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

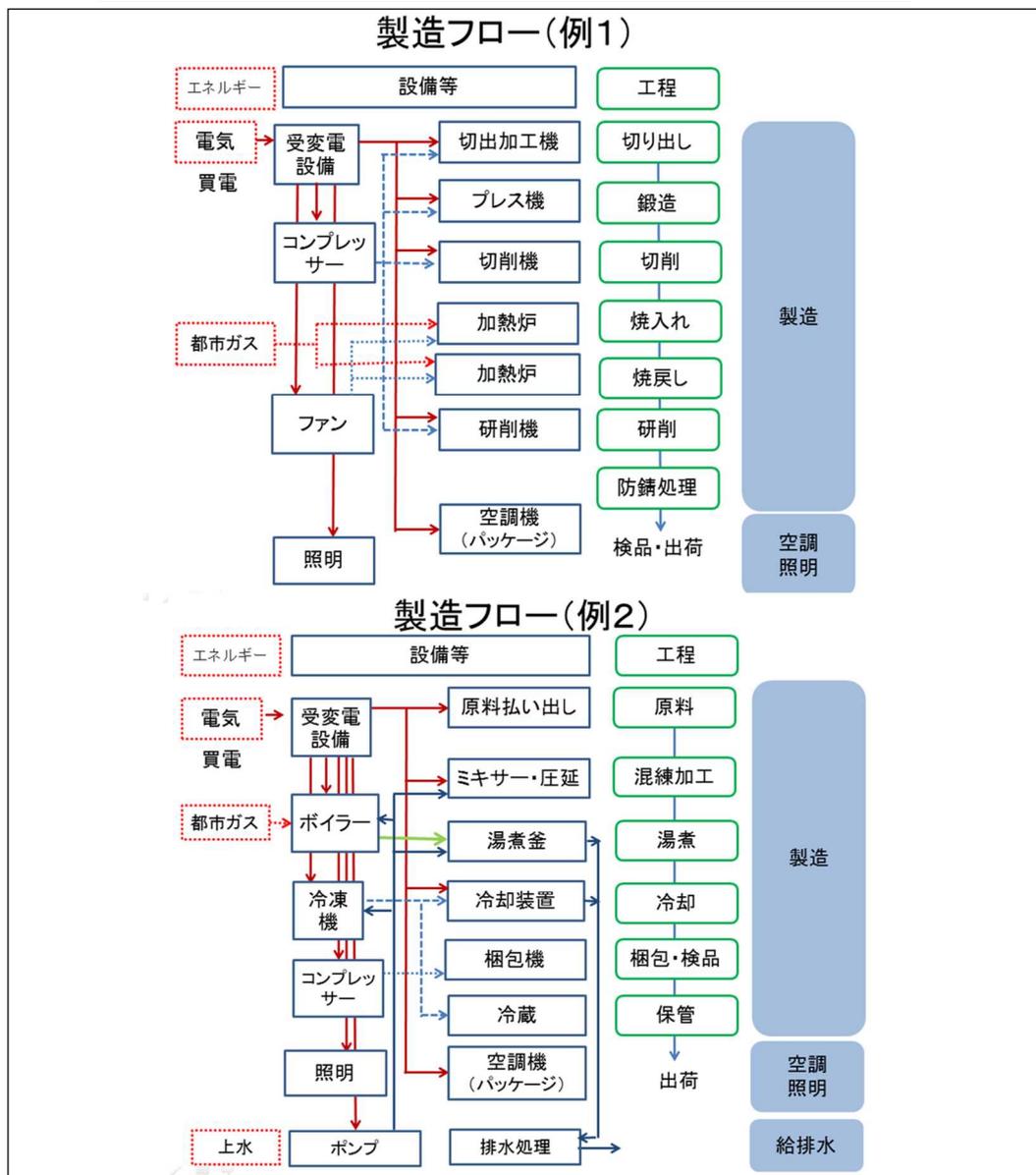
（上記ページを開いた後、分類検索システム → 日本標準産業分類 と進んでください）

**※ 2013（平成25）年10月に日本標準産業分類の改定が行われましたので、全ての事業者は、最新の細分類番号及び業種名を確認してください。**

### イ 事業の概要の記載方法について

工場等の事業概要を簡潔に記入してください。

※ 製造業の場合は、製造工程フローを別紙として添付してください。



1 特定物質排出抑制方針

私たち株式会社〇〇〇〇は、「地域社会に貢献する」という企業理念のもと、製造業として、製品の生産からお客様の使用、廃棄・リサイクルまでの製品のライフサイクル全体での省資源、省エネルギーが可能となるよう、原料の調達段階から環境への配慮に努めてまいります。

また、環境保全活動を通じて地域の方々とのパートナーシップを育み、循環型社会の構築に寄与していきます。

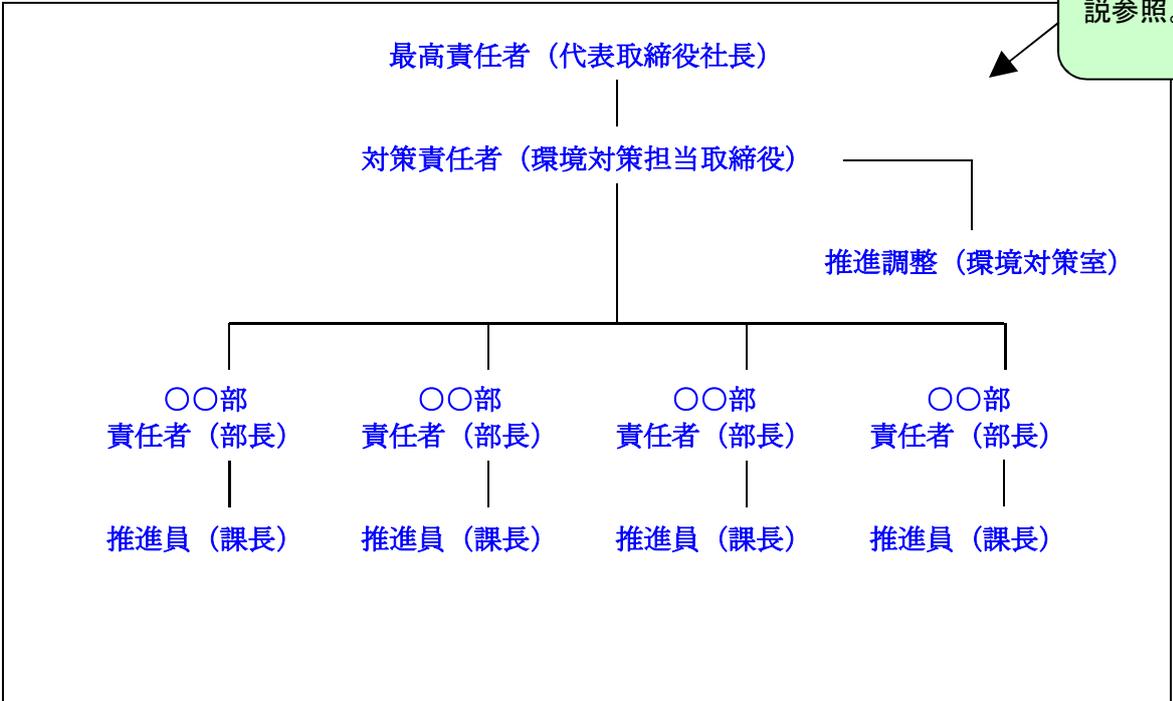
- 1 事業活動を通じて、環境負荷を最小限にするよう努め、環境の保全と汚染の防止に取り組みます。
  - ① 環境に配慮した製品の提供に努めます。
  - ② 省エネルギー、省資源に努めます。
  - ③ 廃棄物の削減と再資源化に努めます。
  - ④ グリーン購入を積極的に推進します。
- 2 地域の方々との植樹、清掃活動など環境保全活動に取り組みます。
- 3 環境保全に関する法令を遵守します。
- 4 この方針を具現化し、全従業員に周知徹底します。
- 5 この方針を広く公開し、適切な情報提供に努めます。

(計画等の公表の方法についても記載のこと。)

計画や年度ごとの取り組み結果については、当社ホームページ、環境報告書等により、公表します。

記入方法は、次ページ以降の解説参照。

2 推進体制の整備



## 1 特定物質排出抑制方針

事業活動に伴う温室効果ガス（特定物質）の排出抑制計画を作成するにあたり、温室効果ガスの排出抑制のための対策を推進するため基本的な考え方を記入します。

内容については、事業活動における温室効果ガスの排出抑制対策のみに限らず、啓発活動、植林などを含めたより広い意味での地球温暖化対策全般、環境対策全般に関する表現でも構いません。省エネ法管理標準の「基本的な事項」や、環境マネジメントシステムの「環境方針」等を参考にいただいても結構です。その際、全社で環境方針等を策定し、各工場等に展開している場合は、全社の環境方針等を転記していただいても構いません。

変更計画の場合、変更がないのであればその旨を記入してください。

### ◆ 公表について

特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づき講じた措置等の公表については、次の事項の公表に努めることとしています。

#### ア 特定物質排出抑制計画

- ・ 事業者の概要
- ・ 特定物質の排出状況
- ・ 排出抑制目標
- ・ 排出抑制措置

#### イ 特定物質排出抑制措置の結果

- ・ 事業者の概要
- ・ 特定物質の排出状況
- ・ 排出抑制目標の達成状況
- ・ 排出抑制措置の達成状況

具体的方法については、特に定めませんが、公表の方法の例としては、ホームページや環境報告書等、また、公表の内容の例としては、排出抑制計画、報告書そのものを公表することも考えられますので、各社において判断し、公表に努めてください。

## 2 推進体制の整備

計画を着実かつ的確に実施するために、推進責任者及び部署ごとの推進員など計画を推進する体制について記入します。また、環境対策全般の推進体制でも構いません。

変更計画の場合、変更がないのであればその旨を記入してください。



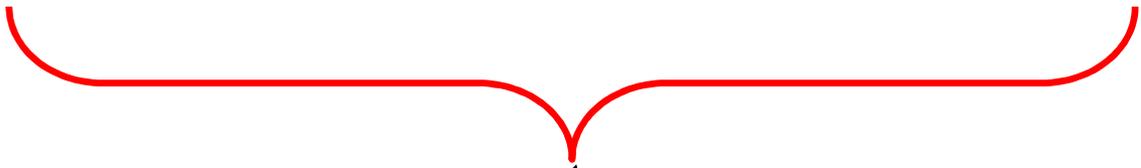
記入方法は、次ページ以降の解説参照

(2) 特定物質排出量 現況(2019年度)

(二酸化炭素換算 kg-CO<sub>2</sub>)

特定物質 活動の区分	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	PF C	六ふっ化硫黄	三ふっ化窒素	合計
燃料の使用	2,848,200	/	/	/	/	/	/	2,848,200
他人から供給された電気の使用	676,000	/	/	/	/	/	/	676,000
他人から供給された熱の使用	0	/	/	/	/	/	/	0
(以下、算定対象となる活動を記載)	(算定対象となる特定物質を選択し、算定する。)							
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	/	0	3,311,000	/	/	/	/	3,311,000
合 計	3,524,200	0	3,311,000	0	0	0	0	6,835,200

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。



集計結果表（「【現況】集計結果表 CO<sub>2</sub>」シート等）に入力すれば本シートに自動的に転記されますので、入力不要です。  
（本マニュアル 27、28 ページ【集計結果表】欄参照）

### 3 特定物質排出状況

#### (1) 特定物質排出量 基準年度

基準年度<sup>\*</sup>について、温室効果ガスごとの「集計結果表」に入力すれば自動的に転記されます。入力すべき集計結果表は「【基準年】集計結果表 CO<sub>2</sub>」シート等です。必要に応じ、【基準年】のCH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>シートも忘れずに入力願います。

集計結果表は添付書類となっていますので、排出抑制計画とあわせて提出してください。

※ 基準年度は、原則「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」(2014(平成26)年3月策定)の基準年度である2005(平成17)年度としてください。

ただし、2005(平成17)年度時点ではエネルギー使用量が1,500kL未満である場合や、工場等の増設により2005(平成17)年度と業態が大きく変わっている場合は、初めてエネルギー使用量が1,500kLを超えた年度や、工場等の増設を行った翌年度等、任意の年度を基準としていただいて構いません。その場合、基準年度を2005(平成17)年度としない理由を「4 特定物質排出抑制目標」の「(2) 目標設定の考え方」欄(本マニュアルの19ページ参照)に記入してください。

#### (2) 特定物質排出量 現況年度

2020(令和2)年度に排出抑制計画を提出する際の現況年度は、2019(令和元)年度(2019(令和元)年4月1日～2020(令和2)年3月31日)となります。

温室効果ガスごとの「集計結果表」に入力すれば、自動的に転記されます。入力すべき集計結果表のシート名は、「【現況】集計結果表 CO<sub>2</sub>」等です。必要に応じ、【現況】のCH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>のシートについても忘れずに入力願います。

#### ◆ 集計結果表を用いた算定の手順(基準年度、現況 共通)

本マニュアル27、28ページを参照してください。

原単位目標の場合は、次のように単位を変更してください。  
 二酸化炭素換算(t-CO<sub>2</sub>)／製品生産量(t)

4 特定物質排出抑制目標  
 (1) 排出抑制目標

平成 32 年度は 2020 年度と読み替えます。

(二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub>)

集計結果表（本マニュアル P27、28 参照）に入力すれば、自動的に転記されます。

なお、原単位目標を採用する場合は、数式を上書きし、原単位の値を直接入力してください。その際、下の「(2) 目標設定の考え方」欄に、「特定物質（温室効果ガス）排出量」及び「エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」の両方を記入してください。  
 ((例 3, 4) 参照)

基準年度排出量 2005(H17)年度 (a)	現況排出量 2019 年度(b)	2020 年度	
		抑制目標量(c)	抑制率(%)
5,684	3,524	3,979	30.0
3,285	3,311	3,050	7.2
8,969	6,835	7,029	21.6

以下の記載例や次ページを参考に目標を設定し、入力してください。(原単位目標の場合は、原単位の値を入力してください。)

備考：抑制率(%) = {(a) - (c)} / (a) × 100

(2) 目標設定の考え方

(例1)総排出量目標

省エネ法の年平均1%削減をもとに、現況 2019(令和元)年度に対し、2020 年度の1年間で1%削減することとして目標を設定した。

(例2)総排出量目標

当社の今後の事業計画から予想される 2020 年度の特定物質の排出量は、何も対策を取らなかった場合 8,969t となる。これに当社が今後予定している特定物質排出抑制措置(詳細は「別紙-第5項措置」参照)の削減効果を見込んだ結果、2020 年度の特定物質排出量は 7,029t (対基準年度 2005(平成 17 年度)比で▲21.6%)となることから、これを目標とした。

(例3)原単位目標

2013(平成 25)年度途中に工場を増設したため、基準年度は 2014(平成 26)年度とした。当社では、製品生産量の単位あたりの特定物質の排出量の合計(原単位)を 2014(平成 26)年度比で〇〇%削減することを目指していることから、目標年度の生産量、当該年度の原単位の推計を基に、総排出量目標〇〇tを設定した。なお、基準年度 2014(平成 26)年度及び現況 2019(令和元)年度の特定物質排出量及び製品生産量の実績はそれぞれ次のとおりである。

2014(平成 26)年度…特定物質排出量 〇t、製品生産量 〇t  
 2019(令和元)年度…特定物質排出量 〇t、製品生産量 〇t

(例4)原単位目標

当社の所属している〇〇業界の低炭素社会実行計画では、製品生産量の単位あたりの特定物質の排出量の合計(原単位)を 2020 年度に 2005(平成 17)年度比で〇%削減することとしている。製品生産量の将来の見通しが立たず、総排出量目標は設定が困難であることから、原単位で〇%削減することを目指した。

2005(平成 17)年度…特定物質排出量 〇t、製品生産量 〇t  
 2019(令和元)年度…特定物質排出量 〇t、製品生産量 〇t

(例5)総排出量目標

2014(平成 26)年度途中に工場を新設したため、基準年度は平成 27 年度とした。当社工場には既に最新の対策が施されており、これ以上の削減は費用対効果の観点から不合理であることから、現状維持とする計画とした。

記入方法は、次ページ以降の解説参照

## 4 特定物質排出抑制目標

本制度の根幹となる非常に重要なページ  
ですので十分にご確認をお願いします。

### (1) 排出抑制目標

計画の目標年度は、2020（令和2）年度としてください。

特定物質の排出量、経年変化、今後の事業計画、選定した排出抑制措置の内容、当該排出抑制措置を実施した場合の抑制効果等を考慮のうえ、事業者又は業界団体等において設定した目標値があれば、それを参考に、特定物質ごとの2020（令和2）年度の抑制目標を設定してください。

そのような目標値が無い場合は、県の「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の中間目標値を参考に設定、記載してください。

#### ○「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の温室効果ガス削減目標(中間目標)

2020 年度に 2013 年度比で **5%**削減（電力排出係数 **0.514** kg-CO<sub>2</sub>/kWh で計算した場合）  
（2020 年度に 2005 年度比で **6%**削減）

||

2020 年度に 2005 年度比で **15%**削減（電力排出係数 **0.358** kg-CO<sub>2</sub>/kWh で計算した場合）

また、基準年度からの抑制率（小数第1位まで）を算出して記載して下さい。

抑制率（%）＝ [(a) - (c)] / (a) × 100（小数第1位まで）

#### ◆ 目標設定にあたっての注意事項

- ・ 2020（令和2）年度目標については、総排出量での設定を基本とし、これによりがたい場合はその理由を明記の上、原単位での目標設定としてください。
- ・ どのような考え方で 2020（令和2）年度目標を設定したか、しっかりと記入してください。
- ・ 電気の CO<sub>2</sub> 排出係数は、電気事業者を問わず、基準年度、現況（2019（令和元）年度）、目標年度の全てを **0.358kg-CO<sub>2</sub>/kWh**（2005（平成17）年度値）で計算してください。

### (2) 目標設定の考え方

抑制目標量を設定するにあたり検討した事項、制約条件、算定の根拠等目標設定の考え方を記入してください。

どのような考え方により目標設定をしたかということは、目標年度到達時の達成状況確認や、期間途中で計画を見直す際等に非常に重要な要素となりますので、しっかりと記入をお願いします。（前ページ例1～4参照。）

基準年度は、原則、2005（平成17）年度としてください。

基準年度を2005（平成17）年度以外とした場合や、総排出量目標ではなく原単位目標を採用した場合は、その理由も本欄に記入してください。（前ページ例3、4、5参照。）

5 特定物質排出抑制措置

措置の区分	具体的な措置の内容		措置の目標（数量的なもの）
	措置コード	詳細	
省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底	104	工程の削減	工程の見直しを随時行うことにより、燃料消費量を〇年度までに、〇トン削減する。(CO <sub>2</sub> 排出量〇t-CO <sub>2</sub> 削減)
	106	二酸化炭素原単位の低いエネルギーの利用	燃料の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量を〇年度に比べ、2020年度に〇%削減する。(CO <sub>2</sub> 排出量〇%削減)
	110	室内温度管理の適正化	電力消費量を〇年度比〇%削減する。(CO <sub>2</sub> 排出量〇%削減)
	112	昼休みの一斉消灯	
製造設備や事務所ビルの低炭素化	201	コージェネレーションシステムの導入	燃料消費量を〇トン削減する。(CO <sub>2</sub> 排出量〇t-CO <sub>2</sub> 削減) (平成〇年度のボイラ設備の更新に合わせ、天然ガスコージェネレーション設備を導入)
再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用	301	太陽光発電システムの導入	平成〇年に太陽光発電を導入し、購入電力量を〇kWh削減する。(CO <sub>2</sub> 排出量〇t-CO <sub>2</sub> 削減)
	302	製造工程における廃熱の利用	平成〇年に〇〇工程にバイナリー発電を導入し、燃料消費量を〇トン削減する。(CO <sub>2</sub> 排出量〇t-CO <sub>2</sub> 削減)

兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針 別表1の内容を参考に、排出抑制を行うために講じることのできる措置の内容について、できるだけ漏れなく記載してください。なお、別表1の内容は、1号排出抑制計画様式（エクセル）の「コード表 A」シートにまとめていますので、そちらをご参照ください。

できるだけ、排出抑制措置ごとに数量的な目標（削減量/年、削減%/年、原単位低減量/年など）を設定してください。措置の実施の具体的な時期が分かっている場合は、時期も記入します。

6 自家用車（業務に使用するものに限る。）の使用に関する対策（工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。）を5台以上保有する場合のみ）

(1) 車両の台数（現況：2019年度）

- ① 乗用車 11 台  
 ② 貨物車 3 台 道路運送車両法に基づく区分により内訳を記載  
     ・内訳： 軽貨物車 台（総排気量0.660リットル以下、他）  
           小型貨物車 台（総排気量2リットル以下、他）  
           普通貨物車 3台（軽・小型以外のもの）  
 ③ バス 1 台（定員11人以上）  
 ④ その他 台（内容： ）  
     その他 台（内容： ）  
 ⑤ 合計 15 台

(2) 燃料の使用の実績、社の基本方針等

① 燃料の使用の実績及びCO<sub>2</sub>排出量（現況：2019年度）

燃料の種類	年間使用量 (概算)	排出係数	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
ガソリン	kL 12	2,322	27,864
軽油	kL 30	2,585	77,550
LPG	kg		
その他 ( )			
合計			105,414

② 社の基本方針・社内体制等

当社は、自家用車の使用にあたっては、地球温暖化防止その他の環境保全に努め、低公害車の導入を順次図ります。  
 アイドリングストップなどエコドライブを推進するため、運転を行う社員向けに社内研修を年2回実施しています。  
 また、エコドライブリーダーを定め、社員に対し日常的に指導を行っています。

## 6 自家用車（業務に使用するものに限る。）の使用に関する対策

工場等の敷地外を走行する業務用自家用車について記入します。（工場等の敷地内を走行する業務用自家用車については、集計結果表（「【基準年】集計結果表 CO<sub>2</sub>」シート等）へ算入）業務用自家用車の使用に関する対策については、現況として計画書を提出する年度の前年度分の実績を記入し、実施している対策及び実施しようとする対策を記入します。

### (1) 車両の台数

対象となった前年度（報告対象年度）の3月31日時点で、工場、事業場等の敷地外を走行する業務用自家用車（白ナンバー）が5台以上ある場合、作成してください。

（5台未満である場合は「(1)車両の台数」のみ記載して提出してください。）

- ・ 工場、事業場等に所属する自家用貨物自動車、営業車、送迎バス等が対象です。
- ・ 従業員所有の通勤用の車両は対象外です。

### (2) 燃料の使用の実績、社の基本方針等

#### ① 燃料の使用の実績及びCO<sub>2</sub>排出量

燃料の種類ごとに年間の総使用量を記載し（単位k1等）、以下の排出係数を用いてCO<sub>2</sub>排出量を算出してください。

$$\text{年間使用量} \times \text{排出係数（下表参照）} = \text{CO}_2\text{排出量（kg-CO}_2\text{）}$$

○ 排出係数

燃料等	単位発熱量 a	排出係数(狭義) (kg-CO <sub>2</sub> /MJ) b	/L→/kL /kg→/t /m <sup>3</sup> →/千 m <sup>3</sup> c	排出係数 (トータル) a×b×c
ガソリン	34.6 (MJ/l)	0.0671	1,000	2,322 (kg-CO <sub>2</sub> /k1)
軽油	37.7 (MJ/l)	0.0686	1,000	2,585 (kg-CO <sub>2</sub> /k1)
L P G	50.8 (MJ/kg)	0.0590	1,000	2,999 (kg-CO <sub>2</sub> / t)
C N G車	45.0 (MJ/m <sup>3</sup> )	0.0499	1,000	2,244 (kg-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup> )

注： 工場等の敷地外を走行する車両の燃料使用量等については、本項でのみ算入します。集計結果表（「【現況】集計結果表 CO<sub>2</sub>」シート等）への算入は不要です。

他方、工場等の敷地内のみを走行する業務用自家用車（構内専用フォークリフト等）の使用燃料の量については、本項では算入不要で、集計結果表（「【現況】集計結果表 CO<sub>2</sub>」シート等）には算入対象となります。

#### ② 社の基本方針・社内体制等

自家用車の使用における温室効果ガス削減計画を着実かつ的確に実施するために、推進責任者および部署ごとの推進員など計画を推進する体制について記入します。

平成 32 年度は 2020 年度と読み替えます。

(3) 実施している対策 (2019 年度) 及び実施しようとする対策 (2020 年度まで)

具体的な措置の内容	導入状況及び導入の目標 (導入(予定)時期、台数などの内容説明)
① 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等の導入	2020 (令和 2) 年度の車両更新時に、ハイブリッド自動車を 1 台導入する。
② 車両の大型化、トレーラー化	
③ 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化	関連会社の〇〇社との共同輸送について平成 16 年度から実施しているが、今後、拡大を図る。
④ 輸送ルート・輸送手段の工夫	帰り荷の確保に努める。
⑤ 適正車種選択	
⑥ 積載率の向上	
⑦ テレビ会議システム等による交通量の削減	2019 (令和元) 年度から実施している。
⑧ 公共交通機関の利用による自動車使用の低減	営業において、公共交通機関の利用が可能な場合は、できるだけ利用を図る。
⑨ 自動車の性能維持のための定期的な点検整備	定期的な点検整備を実施中。
⑩ エコドライブ (アイドリングストップを含む。) など経済的な運転の励行	2011 (平成 23) 年度から研修を実施している。
⑪ エコドライブ関連機器の導入	2020 (令和 2) 年度中に貨物車について 5 台導入し、全車導入予定。
⑫ その他 ( )	

継続して実施している措置も含めて記載してください。

できるだけ排出抑制を行うために、講じることのできる措置の内容について漏れなく記入してください。

また、できるかぎり数量的な目標を設定してください。

措置の実施の具体的な時期が分かっている場合は、時期も記入してください。

平成 32 年度は 2020 年度と読み替えます。

記入方法は、次ページの解説参照

7 荷主としての対策

実施している対策 (2019年度) 及び実施しようとする対策 (2020年度まで)

具体的な措置の内容 (台数、導入時期等)		導入状況及び導入の目標 (導入 (予定) 時期、その他内容説明)
荷主 自 ら が 行 う 対 策	① 自家用貨物車から営業用貨物車への 転換	自営転換を図り、2020年度において自家用 による輸送率を50%から25%に引き下げ る。
	(現状：2019年度) a 全貨物輸送量 (b+c) 2,000 t b 自家用による輸送量 (概算) 1,000 t (全体に占める割合 50%) b / a c 委託による輸送量 (概算) 1,000 t (全体に占める割合 50%) c / a  (2020年度の見込み) a 全貨物輸送量 (b+c) 2,200 t b 自家用による輸送量 (概算) 550 t (全体に占める割合 25 %) b / a c 委託による輸送量 (概算) 1,650 t (全体に占める割合 75 %) c / a	
	② 貨物列車、船舶の利用などのモーダル シフト	2020(令和2)年度からJR貨物の利用を行 う予定。
	③ 省エネ責任者の設置、社内研修体制 の整備	2001(平成19)年度から省エネ責任者を設 置し、社員向けの研修を実施している。
	④ その他 ( )	
委 託 先 へ の 要 請 事 項	① 省エネ責任者の設置、社内研修体制の 整備の要請	委託先へ2001(平成19)年度に要請し、実 施中。
	② 貨物列車、船舶の利用などのモーダル シフトの要請	
	③ 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 等使用の要請	天然ガス自動車による運送について2020 (令和2)年度に要請予定。
	④ 車両の大型化、トレーラー化の要請	車両の大型化について、2020(令和2)年 度に要請予定。
	⑤ 共同の輸送・配送等の計画化による自 動車使用の合理化の要請	関連会社の〇〇社の貨物輸送と連携をと るよう2005(平成17)年度に要請し、実施 中。
	⑥ 輸送ルート・輸送手段の工夫の要請	
	⑦ 適正車種選択の要請	
	⑧ 積載率向上の要請	
	⑨ 自動車の性能維持のために定期的な点 検整備の要請	定期的な点検整備や法令遵守を条件とし て貨物輸送委託を行っている。
	⑩ エコドライブ (アイドリングストップを含 む。) 等経済的な運転の励行の要請	協力について2020(令和2)年度に要請予 定。
	⑪ エコドライブ関連機器の導入の要請	協力について2020(令和2)年度に要請予 定。
	⑫ その他 ( )	

## 7 荷主としての対策

### ◆ 荷主の定義

- ・ 荷物に対して所有権をもつ事業者
- ・ 廃棄物については排出者責任を負う事業者

### ◆ 報告対象外の貨物委託輸送

- ・ 一般貨物自動車運送事業（特別積み合わせ。いわゆる宅急便）への委託分及び郵便物
- ※ 輸出する貨物については、国内輸送（陸上）分のみが対象となります。
- ※ 貨物委託輸送を行っておらず、荷主に該当しない場合は、「荷主自らが行う対策 ① a 全貨物委託輸送量」の欄に、ゼロを記入してください。

### (1) 実施している対策及び実施しようとする対策

ア 貨物輸送量については、把握できる範囲での概算や推計で構いませんので、現況（計画書を提出する年度の前年度）の輸送量及び2020（令和2）年度における予測輸送量を記入してください。（2020（令和2）年度における委託による輸送量は、自営転換を進めた結果の予測値を記入してください。）

※ 100%委託輸送している場合は、「荷主自らが行う対策①」の「c 委託による輸送量（概算）」欄の「全体に占める割合」の欄に100%と記載してください。（輸送量（t）の記入は不要です。）

イ 「導入状況及び導入の目標」欄には、対象となる年度の前年度に実施している措置も含めて記入してください。

できるだけ排出抑制を行うために、講じることのできる措置の内容について漏れなく記入してください。

できるかぎり数量的な目標（削減量／年、削減％／年、導入台数など）を設定します。

また、措置の実施の具体的な時期が分かっている場合は、時期も記入します。

ウ 委託先への要請事項については、自動車運送事業者への荷主の影響の大きさを考慮し、設けています。温室効果ガス削減のために委託先へできるだけ多くの項目について要望いただくようお願いします。

その他添付資料

記入方法は、次ページの解説参照

関西電力以外の電気事業者の排出係数等

電気事業者(関西電力以外)の名称	2019年度の当該電気事業者に係る使用電力量(kWh)	公開されている最新の係数	
		年度	調整後排出係数(t-CO <sub>2</sub> /kWh)
関西電力(株)メニューB	10,000,000	2018	0.000334
1 ○○電力(株)	2,000,000	2018	0.000420
2 自己託送(○○工場自家発電)	3,000,000	2019	0.000370
3			
4			
5			
合計	5,000,000 kWh		

関西電(株)以外の電気事業者から電気の供給を受けている場合には、電気事業者名、使用電力量、公表されている最新の調整後電力排出係数を記入してください。

・単位は、「万円」ですので、ご注意事項。  
令和2年6月実施の工業統計調査等でご提出された数値がある場合は、その数値を記入してください。

製造品出荷額(製造業のみ入力)

事業所の製造品出荷額	
2019年度	万円

備考

出荷額が0円の場合は、その理由を記入してください。  
例：加工賃収入のみであるため。研究部門のみで、製造品を出荷していないため。

年度末時点の延床面積(業務系事業所のみ入力)

事業所の延床面積	
2019年度 (2020.3.31 時点)	m <sup>2</sup>

特定物質排出量集計結果表 (現況)

活動の区分 小分類	施設・製品等の種類 名称	燃料・焼却物等の種類 名称	使用量	原油 換算係数	原油 換算量	単位 発熱量	排出係数
他人から供給された電気の使用	関西電力(株)	昼間買電	8,000,000 kWh	0.257	2,058	9.97	0.958
		夜間買電	2,000,000 kWh	0.299	479	9.28	0.958
	電気事業者名称	昼間買電	1,500,000 kWh	0.257	386	9.97	0.958
	○○電力(株)	夜間買電	500,000 kWh	0.299	120	9.28	0.958
	電気事業者名称	昼間買電	kWh	0.257	0	9.97	0.958
		夜間買電	kWh	0.299	0	9.28	0.958
	電気事業者名称	昼間買電	kWh	0.257	0	9.97	0.958
		夜間買電	kWh	0.299	0	9.28	0.958
	○○工場自家発電	自己託送	3,000,000 kWh	0.252	755	9.76*	0.970

関西電力(株)以外の電気事業者から供給を受けている場合には電気事業者名称とそれぞれの使用量を記入してください。

## その他添付資料

### 【関西電力以外の電気事業者の電力排出係数等】

関西電力以外の電気事業者から電気の供給を受けている場合は、供給を受けている関西電力以外の全ての電気事業者について記入してください。（関西電力からのみ電気の供給を受けている場合は、**入力不要**です。）県が、県内の温室効果ガス総排出量の推計を行う際に使用しますので、記入にご協力をお願いします。

最新の電力係数は、以下のホームページに掲載されています。

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/denki>

※ ここで記入いただいた使用電力量や排出係数は、基準年度や現況の温室効果ガス排出量の計算結果には影響しません。

### 【製造品出荷額、延床面積】

県が、県内の温室効果ガス総排出量の推計を行う際に使用しますので、記入にご協力をお願いします。

なお、製造業については製造品出荷額\*のみを、業務系事業所については延床面積のみを記載してください。（「製造部門については製造品出荷額、事務所部分については延床面積」のように記入いただく必要はありません。）

※ 2019(令和元)年度実績については、2020(令和2)年6月1日に実施の令和元年工業統計調査（経済産業省）で報告した製造品出荷額を転記してください。

### 【集計結果表】

1号排出抑制計画書様式の「【**基準年**】集計結果表 CO<sub>2</sub>」シート等に年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分（※）に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を入力してください。（CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>の各シートについても入力してください。）エネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（kg-CO<sub>2</sub>）が算出され、「別紙第3項(1)特定物質排出状況基準年」シートに自動的に転記されます。

また、「【**現況**】集計結果表 CO<sub>2</sub>」シート等に年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分（※）に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を入力してください。（CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>の各シートについても入力してください。）エネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（kg-CO<sub>2</sub>）が算出され、「別紙第3項(1)特定物質排出状況現況」シートに自動的に転記されます。

ただし、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>のシートについては、二酸化炭素換算で3,000t未満のガスについては、報告不要です。

CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oについては、使用する設備、燃料の種類によって算定対象にならない場合がありますので26ページの「施設等の種類及び燃料の種類ごとの算定対象早見表」でご確認ください。

※ 活動の区分は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.4)（令和元年7月）環境省・経済産業省」に従って記入します。

※ 他者から供給を受けた電力の排出係数については、電気事業者を問わず、基準年度、現況2019（令和元）年度、目標年度の全てを **0.358** kg-CO<sub>2</sub>/kWh としてください。

#### ◆ 電力の取扱いについて

昼間買電や夜間買電の考え方は省エネ法の考え方に準じます。

- 基本的な考え方（電力会社の昼間・夜間の時間帯とは異なるため注意が必要）
  - 省エネ法上の昼間買電 8時～22時
  - 〃 夜間買電 22時～翌8時
- 高圧電力、季時別などの契約は、
  - 昼間電力＝力率測定用有効電力量
  - 夜間電力＝全電力使用量－力率測定用有効電力量
- 従量電灯、低圧電力などの契約の場合で、力率測定用有効電力量が分からない場合は、すべて昼間電力として計算してもよい。

エネルギーの定義及び原油換算エネルギー使用量の算定方法は省エネ法に準じていますので、省エネ法の定期報告書記入要領等でご確認ください。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/)

### ○ 集計結果表の記入例

特定物質排出量集計結果表 (現況)

CO <sub>2</sub>		※年度		2019年度										
活動の区分 小分類	施設・製品等の種類 名称	燃料・焼却物等の種類 名称	使用量	単位	原油 換算係数	原油 換算量	単位 発熱量	排出係数	排出量	温暖化 係数	換算合計			
燃料の使用	燃料使用量	原油(コンデンセートを除く)		kg	0.986	0	39.2	0.0688	0	1	0			
		原油のうちコンデンセート		kg	0.911	0	35.3	0.0675	0	1	0			
		揮発油(ガソリン)	2,000	kg	0.699	2	94.6	0.0871	4.843	1	4.843			
		ナフサ		kg	0.887	0	39.6	0.0867	0	1	0			
		灯油		kg	0.847	0	36.7	0.0678	0	1	0			
		軽油		kg	0.979	0	37.7	0.0688	0	1	0			
		A重油		kg	1.008	0	39.1	0.0688	0	1	0			
		B・C重油		kg	1.081	0	41.9	0.0715	0	1	0			
他人から供給された熱の使用	熱使用量	都市ガス(13A)	1,000,000	Nm <sup>3</sup>	1.181	1,181	45	0.0499	2,244.000	1	2,244.000			
		産業用蒸気		MJ	0.026	0	1.02	0.060	0	1	0			
		産業用以外の蒸気		MJ	0.095	0	1.86	0.057	0	1	0			
		温水		MJ	0.095	0	1.86	0.057	0	1	0			
他人から供給された電気の使用	関西電力(株)	昼間買電	1,500,000	kWh	0.257	386	9.97	0.358	587.000	1	587.000			
		夜間買電	800,000	kWh	0.239	192	9.28	0.358	286.400	1	286.400			
	電気事業者名称	昼間買電		kWh	0.257	0	9.97	0.358	0	1	0			
		夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358	0	1	0			
	電気事業者名称	昼間買電		kWh	0.257	0	9.97	0.358	0	1	0			
		夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358	0	1	0			
	電気事業者名称	昼間買電		kWh	0.257	0	9.97	0.358	0	1	0			
		夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358	0	1	0			
	上記以外の電気		買電		kWh	0.252	0	9.79	0.358	0	1	0		
	上記以外の活動(「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省、経済産業省)」に定めのあるものに限る)										1	0		
合計						1,740	kl		合計	8,072.042	kg	合計	3,072.043	kg-CO <sub>2</sub>

年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を記入する。

年間エネルギー使用量(原油換算)が自動計算

温室効果ガス排出量が自動計算

### ○ 複数の電気事業者から供給された電気を使用している場合の記入例

特定物質排出量集計結果表 (現況)

CO <sub>2</sub>		※年度		2019年度							
活動の区分 小分類	施設・製品等の種類 名称	燃料・焼却物等の種類 名称	使用量	単位	換算係数	換算量	発熱量	排出係数	排出量	温暖化 係数	換算合計
他人から供給された電気の使用	関西電力(株)	昼間買電	8,000,000	kWh	0.257	2,058	9.97	0.358			
		夜間買電	2,000,000	kWh	0.239	479	9.28	0.358			
	電気事業者名称	昼間買電	1,500,000	kWh	0.257	386	9.97	0.358			
		夜間買電	500,000	kWh	0.239	120	9.28	0.358			
	電気事業者名称	昼間買電		kWh	0.257	0	9.97	0.358			
		夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358			
	電気事業者名称	昼間買電		kWh	0.257	0	9.97	0.358			
		夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358			
○○工場自家発電	自己託送		3,000,000	kWh	0.252	756	9.78	0.370			

関西電力(株)以外の電気事業者から電気の供給を受けている場合は、電気事業者名称とそれぞれの使用量を昼間買電・夜間買電に分けて記入する。

他社から供給を受けた電力排出係数は0.358kg-CO<sub>2</sub>/kWhで固定する。

自社の別工場で自家発電した電力を自営線やJEPXを通じた自己託送などで供給を受けている場合には「上記以外の電気」欄に使用量及び電力排出係数を記入する。

### ○ 自家発電した電気や製造した蒸気を他者に販売する場合の記入例

特定物質排出量集計結果表 (現況)

CO <sub>2</sub>		※年度		2019年度										
活動の区分 小分類	施設・製品等の種類 名称	燃料・焼却物等の種類 名称	使用量	単位	原油 換算係数	原油 換算量	単位 発熱量	排出係数	排出量	温暖化 係数	換算合計			
上記以外の活動(「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省、経済産業省)」に定めのあるものに限る)														
	自家発電設備で製造した電力の販売	電気販売	-1,000,000.0	kWh	-	-	-	0.37	-370,000	1	-370,000			
上記以外の活動(「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省、経済産業省)」に定めのあるものに限る)														
	自家設備で製造した蒸気の販売	産業用蒸気販売	-150,000.0	MJ	-	-	-	0.079	-11,850	1	-11,850			
上記以外の活動(「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省、経済産業省)」に定めのあるものに限る)														
合計						3,628	kl		合計	8,277.915	kg	合計	8,277.915	kg-CO <sub>2</sub>

販売量(単位に注意)をマイナスで記入し、自社で算出した排出係数を入力して自社のCO<sub>2</sub>排出量から差し引く。

(参考) CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O に係る施設等の種類及び燃料の種類ごとの算定対象早見表 (1/3)

施設等の種類		燃料の種類	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O
ボイラー	常圧流動床ボイラー	木材	○	○
		木炭	○	○
		上記以外の固体燃料	×	○
		パルプ廃液	○	×
		上記以外の液体燃料	×	×
		気体燃料	×	×
	加圧流動床ボイラー	木材	○	○
		木炭	○	○
		上記以外の固体燃料	×	○
		パルプ廃液	○	×
		上記以外の液体燃料	×	×
		気体燃料	×	×
	上記以外のボイラー	木材	○	○
		木炭	○	○
		上記以外の固体燃料	×	○
		パルプ廃液	○	×
		B C 重油、原油	×	○
		上記以外の液体燃料	×	×
気体燃料		×	×	
ガス加熱炉	固体燃料	×	×	
	液体燃料	×	○	
	気体燃料	×	○	
焙焼炉	固体燃料	○	○	
	液体燃料	×	○	
	気体燃料	○	○	
焼結炉	鉄鋼用、非鉄金属（銅、鉛及び亜鉛を除く。）用	固体燃料	○	○
		液体燃料	○	○
		気体燃料	○	○
	銅、鉛及び亜鉛用	一般炭、コークス	○	○
		上記以外の固体燃料	×	×
		液体燃料	×	○
	無機化学工業用	固体燃料	○	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	○	○
か焼炉	鉄鋼用、非鉄金属) 用及び無機化学工業用	固体燃料	○	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	○	○
	その他	固体燃料	○	×
		液体燃料	×	×
		気体燃料	○	×
ペレット焼成炉	鉄鋼用、非鉄金属用	固体燃料	○	○
		液体燃料	○	○
		気体燃料	○	○
	無機化学工業用	固体燃料	○	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	○	○
金属溶解炉（銅、鉛及び亜鉛を除く、精製及び鋳造用）	固体燃料	○	○	
	液体燃料	×	○	
	気体燃料	○	○	
金属鍛造炉	固体燃料	×	×	
	液体燃料	×	○	
	気体燃料	×	○	

(参考) CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O に係る施設等の種類及び燃料の種類ごとの算定対象早見表 (2/3)

施設等の種類		燃料の種類	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O
金属圧延加熱炉		固体燃料	×	×
		液体燃料	×	○
		気体燃料	×	○
金属熱処理炉		固体燃料	×	×
		液体燃料	×	○
		気体燃料	×	○
石油加熱炉		固体燃料	×	×
		液体燃料	×	○
		気体燃料	×	○
触媒再生塔		固体燃料	×	○
		液体燃料	×	×
		気体燃料	×	×
焼成炉	セメント焼成炉	固体燃料	○	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	○	○
	レンガ焼成炉	固体燃料	×	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	×	○
	ドロマイト焼成炉	固体燃料	×	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	×	○
	石灰焼成炉	固体燃料	×	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	×	○
	炭素焼成炉	固体燃料	×	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	×	○
	陶磁器焼成炉	固体燃料	×	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	×	○
その他の焼成炉	固体燃料	×	○	
	液体燃料	×	○	
	気体燃料	×	○	
熔融炉	ガラス熔融炉	固体燃料	○	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	○	○
	その他の熔融炉	固体燃料	○	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	○	○
反応炉	カーボンブラック用	固体燃料	×	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	×	○
	無機化学工業品用（カーボンブラックを除く。）及び食料品用	固体燃料	○	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	○	○
直火炉	カーボンブラック用	固体燃料	×	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	×	○
	無機化学工業品用（カーボンブラックを除く。）及び食料品用	固体燃料	○	○
		液体燃料	×	○
		気体燃料	○	○

(参考) CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oに係る施設等の種類及び燃料の種類ごとの算定対象早見表 (3/3)

施設等の種類		燃料の種類	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O
乾燥炉	セメント原料乾燥炉	固体燃料	○	○
		液体燃料	○	○
		気体燃料	○	○
	レンガ原料乾燥炉	固体燃料	○	○
		液体燃料	○	○
		気体燃料	○	○
	骨材乾燥炉	固体燃料	○	○
		液体燃料	○	○
		気体燃料	○	○
	鋳型乾燥炉	固体燃料	○	○
		液体燃料	○	○
		気体燃料	○	○
	洗剤乾燥炉	固体燃料	○	○
		液体燃料	○	○
		気体燃料	○	○
その他の乾燥炉	固体燃料	○	○	
	液体燃料	○	○	
	気体燃料	○	○	
溶鋳炉 (銅、鉛及び亜鉛用)	一般炭、コークス	○	○	
	上記以外の固体燃料	×	×	
	液体燃料	×	×	
	気体燃料	×	×	
溶解炉 (銅、鉛及び亜鉛用)	一般炭、コークス	○	○	
	上記以外の固体燃料	×	×	
	液体燃料	×	○	
	気体燃料	○	○	
溶解炉 (銅、鉛及び亜鉛用)	一般炭、コークス	○	○	
	上記以外の固体燃料	×	×	
	液体燃料	×	○	
	気体燃料	○	○	
ガスタービン (航空機又は船舶に用いられるものを除く)	固体燃料	×	×	
	液体燃料	×	○	
	気体燃料	×	○	
ディーゼル機関 (自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く)	固体燃料	×	×	
	液体燃料	×	○	
	気体燃料	×	○	
ガス機関 (航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く)	固体燃料	×	×	
	液体燃料	○	○	
	気体燃料	○	○	
ガソリン機関 (航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く)	固体燃料	×	×	
	液体燃料	○	○	
	気体燃料	○	○	
業務用のこまろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具	一般炭、練炭、豆炭	○	○	
	上記以外の固体燃料	×	×	
	灯油	○	○	
	上記以外の液体燃料	×	×	
	LPG、都市ガス	○	○	
	上記以外の気体燃料	×	×	

### 3 公表用特定物質排出抑制(変更)計画書(公表用排出抑制(変更)計画)

県は、1号排出抑制計画及び1号報告書の概要を県ホームページで公表することとしています。

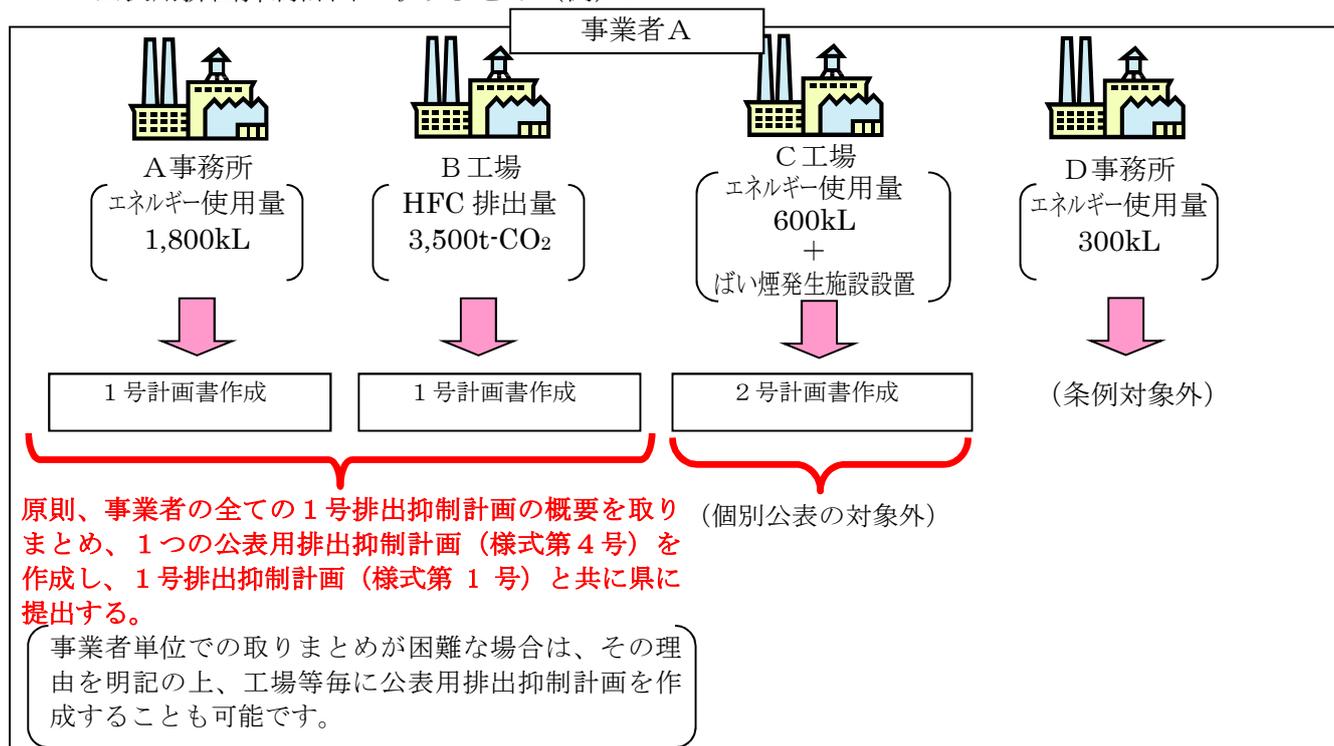
対象事業者は、公表用排出抑制計画(様式第4号)を、**事業者単位**で作成し、県に提出してください。

※ 県は、事業者から提出のあった公表用排出抑制計画(様式第4号)をそのまま県ホームページ等にて公開しますので、各事業者はその点を踏まえて公表用排出抑制計画(様式第4号)を作成してください。

#### ◇ 公表用排出抑制計画(様式第4号)の取りまとめ方法

- ・ 個別公表の対象となるのは、条例対象事業所のうち、エネルギー使用量(原油換算)が年間1,500kL以上又はHFC等の排出量がCO<sub>2</sub>換算で3,000t以上の事業所です。条例対象事業所であっても、エネルギー使用量が1,500kL未満の工場等については、公表の対象外となります。(下図参照。)また、県外の工場等も全て公表の対象外となります。
- ・ 計画期間中に、公表対象となる事業所の1号排出抑制計画に変更が生じた場合や、公表対象となる工場等の増減があった場合は、その都度、公表用排出抑制計画を提出してください。
- ・ **公表用排出抑制計画は、工場等単位で作成した1号排出抑制計画の概要を、事業者単位で取りまとめ**て作成してください。
- ・ 事業者単位での取りまとめが困難な場合は、その理由を明記の上、工場等単位で公表用排出抑制計画を作成していただいても結構です。

<公表用排出抑制計画の取りまとめ(例)>



#### ◇ 公表用特定物質排出抑制措置結果報告書(様式第8号)の取りまとめ

2015(平成27)年度から、報告書(第3章(38ページ)参照)の概要を取りまとめた公表用報告書の作成も必要です(詳細は58ページ参照)。その際、公表用排出抑制計画を事業者単位で取りまとめた場合は、公表用報告書も事業者単位で取りまとめます。同様に、公表用排出抑制計画を工場・事業場単位で取りまとめた場合は、公表用報告書も工場・事業場単位で取りまとめます。公表用排出抑制計画については「事業者単位」で取りまとめ、公表用報告書については「工場・事業場単位」で取りまとめるといったことはできませんので、ご注意ください。

新規提出の場合は(新規)、計画変更の場合は(変更)としてください。

欄外に、公表に係る全ての工場等の事業所番号(6桁:各々送付の封筒に記載)を入力してください。(本番号を元にリストを作成しますので、必ず入力してください。)

様式第4号(条例第142条の4関係)

公表用特定物質排出抑制計画書(変更)

123456

事業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇
事業者の主たる業種	2661 金属工作機械

↑  
事業所番号  
(11桁目)

公表対象となる事業所の名称及びその事業所数を記入してください。  
金属塊から切削加工製品(旋盤、ポ  
A工場、B工場、C事務所

原単位を目標としている場合は、「t-CO<sub>2</sub>(CO<sub>2</sub>換算量)/製品生産量(t)」のように単位を変更してください。総排出量目標の場合は、変更不要です。

(単位: t-CO<sub>2</sub> (CO<sub>2</sub>換算量))

県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	基準年度(実績) (2005(平成17)年度)	現況(実績) (2019年度)	目標年度(計画) (2020年度)
	8,969	6,835	7,029

特段の理由がない場合は、2005(平成17)年度としてください。

平成32年度は2020年度と読み替えます。

省エネ法の年平均1%削減をもとに、現況2019(令和元)年度に対し、2020年度の1年間で1%削減する目標を設定した。

(例2)

2014(平成26)年度途中に工場を増設したため、基準年度は2015(平成27)年度とした。当社では生産量の将来見通しが立たず、総排出量目標の設定が困難なため、原単位目標を採用し、製品生産量の単位当たりの特定物質排出量の合計を〇年度比〇%削減する。

(例3)

A工場、B事務所、C工場各々で、省エネ法の年平均1%削減をもとに、対基準年度比で毎年1%削減する。本公表用計画書では2016(平成28)~2020年度の5年間で2015(平成27)年度比-4%と対基準年度比で毎年1%削減ではない。これは、公表用計画書は事業者単位でとりまとめる必要があり、便宜上、基準年度を2018(平成26)年度としたため。個別の事業所で見ると対基準年度比で毎年1%削減している。各事業所の実際の基準年度は次のとおり。

- ・A工場:2005(平成17)年度
- ・B事務所:2009(H21)年度(2008(H20)年度途中に事務所を移転、1年分のデータが揃った2009(H21)年度とした。)
- ・C工場:2015(H27)年度(2012(H24)年度から試験稼働していたが、工場が本格稼働した2015(平成27)年度とした。)

(例4)

2014(平成26)年度途中に県内2工場を新設したため、基準年度は2015(平成27)年度とした。県内の全事業所には既に最新の対策が施されており、これ以上の削減は費用対効果の観点から不合理であることから、現状維持とする計画とした。なお、他府県の工場で省エネ投資を行うことにより、国内事業所の合計排出量は〇%削減となる予定である。

(例1)表形式で記載する場合

措置の区分	具体的な措置の内容	措置の目標
燃料転換	二酸化炭素原単位の低いエネルギーへ切替え(A重油→天然ガス)(2020(R2)年度)	燃料の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量を〇t削減
製造工程における廃熱利用	製造工程での廃熱回収(2020(R2)年度)	A重油の消費量を年間約〇t削減
再生可能エネルギーの利用	自家消費用の太陽光発電システムの導入(〇kW)(2020(R2)年度)	購入電力量〇kWh/年削減

※詳細は弊社HP参照 (<http://〇〇〇〇〇>)

(例2)文章で記載する場合

- ・2020(R2)年度に二酸化炭素原単位の低いエネルギーへ切り替え(A重油→天然ガス)、燃料の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を〇t削減する。
- ・2020(R2)年度に製造工程での廃熱回収を行い、A重油の消費量を年間約〇t削減する。
- ・2020(R2)年度に太陽光発電設備(〇kW)を導入し購入電力量を年間約〇kWh削減する。
- ・詳細は弊社HP参照(<http://〇〇〇〇〇>)

先駆的な取り組みや最新の取り組み等、特にPRしたい計画を中心に記入してください。

抑制措置の内容  
(主な計画)

詳細な取組内容について、自社HPで紹介するよう努めてください。

社会貢献活動等

CSRの一環として、率先して社員が「うちエコ診断」を受診します。

## 4 エネルギー使用量 1,500kL 未満の工場等に係る計画（2号排出抑制（変更）計画）

※ エネルギー使用量年間 1,500kL 以上等の事業所は p 10 を参照

大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を設置しており、ばい煙発生施設に係るものも含め、事業所全体での電気や燃料の使用量を省エネ法の規定に基づき算定した原油換算エネルギー使用量が年間 500 kL 以上 1,500kL 未満である工場等は、2号排出抑制計画（様式第2号）を県に提出してください。

### (1) 2号排出抑制（変更）計画の策定

#### ア 2号排出抑制（変更）計画（様式第2号）の内容

次ページの記載例を参考に、必要事項を記入してください。

なお、基準年度及び 2020（令和2）年度目標値の設定は以下に従ってください。

- ・ 基準年度

基準年度は、原則「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」（2014（平成26）年3月策定）の基準年度である 2005（平成17）年度としてください。

ただし、2005（平成17）年度時点の燃料・熱・電気の使用量が不明な場合や、工場等の増設により 2005（平成17）年度と業態が大きく変わっている場合は、2005（平成17）年度以降で燃料・熱・電気の使用量が判明している最も古い年度や、工場等の増設を行った翌年度等、任意の年度を基準としていただいても構いません。

- ・ 2020（令和2）年度目標値

事業者、事業場又は業界団体等において設定した目標値があれば、それを参考に設定してください。

そのような目標値がない場合は、以下の県の目標値を参考に設定してください。

<p>★兵庫県地球温暖化対策推進計画（平成29年3月策定）の中間目標 2020(令和2)年度 排出量…2005(平成17)年度 比で▲6% (電力排出係数を 0.358 t-CO<sub>2</sub>/kWh に固定した場合▲15%)</p>
--

### (2) 提出期限

新たに条例対象となった事業者は、その年の7月末日までに2号排出抑制計画を策定し、県に届け出てください。

なお、届出は、計画の変更がない限り1回提出していただければ結構です。（翌年以降は、報告書を毎年提出いただくことになります。（第3章（60ページ）参照）

2号排出抑制計画が変更になった場合は、2号計画書を速やかに県に提出してください。

### (3) 提出方法

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画・報告書をExcelファイルで提出してください（68ページ「提出方法」参照）。（集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。）

**Excelファイルは必ずホームページの最新ファイルをダウンロードし、使用してください。**

受領印をご希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑（表紙）のみご郵送ください。

パソコン未設置などやむを得ない場合のみ郵送（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1）もしくはファックス（FAX：078-382-1580）で提出してください。

排出抑制計画書

2020年〇月〇〇日

兵庫県知事 様

報告者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

神戸市中央区下山手通〇-〇-〇

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

工場等の名称	株式会社〇〇〇〇〇 神戸工場		
工場等の所在地	〒650-8567 神戸市中央区下山手通〇-〇-〇		
業種	食料品製造業		
事業の概要	食パン、菓子パンなどのパン類の製造		
これら事業の排出削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラーの設備を改善して燃焼効率を上げた。</li> <li>・蛍光灯を節電型蛍光管に取り替えることにより、消費電力の節電を図った。</li> <li>・昼休みの消灯</li> </ul>		
2020年度までに講じる予定の温室効果ガス排出抑制措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラーの燃料転換（A重油→都市ガス）</li> <li>・製造工程の見直しによる省エネ化</li> <li>・冷暖房温度の適正化（冷房：28度、暖房：20度）</li> <li>・太陽光発電システムの導入</li> </ul>		
二酸化炭素排出量	基準年度 (2005(平成17)年度) [kg-CO <sub>2</sub> ] (a)	目標年度 (2020年度) [kg-CO <sub>2</sub> ] (b)	対基準年度比 (%) (b)/(a)
	2,526,000	2,178,400	△.△
連絡先	担当部署・担当者氏名 〇〇課・〇〇〇		
	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	電子メールアドレス 〇〇〇@〇〇〇.ne.jp		

書ききれない場合は、別紙に記入していただいても結構です。

平成32年度は2020年度と読み替えます。

平成32年度は2020年度と読み替えます。

別紙①を転記

別紙②を転記

別紙  
各年度におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量

平成 17 年度は 2005 年度になります。

年度	燃料等の種類	使用量 (C)	単位	二酸化炭素換算係数 (D)	二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) (C)×(D)
2005 年度 (基準年度・実績)	灯油		リットル	2.49	
	A重油	800,000	リットル	2.71	2,168,000
	B重油		リットル	3.00	
	C重油		リットル		
	都市ガス(13A)				
	液化石油ガス(LPG)				
	液化天然ガス(LNG)		kg	2.70	
	ガソリン		リットル	2.32	
	軽油		リットル	2.59	
	他人から供給された電気の使用	買電	1,000,000	kWh	0.358
他人から供給された熱の使用	産業用以外の蒸気、温水、冷水		MJ	0.057	
二酸化炭素排出量合計					2,526,000
2020 年度 (目標年)	灯油		リットル	2.49	
	A重油	200,000	リットル	2.71	542,000
	B重油		リットル	3.00	
	C重油		リットル	3.00	
	都市ガス(13A)	600,000	m <sup>3</sup>	2.25	1,350,000
	液化石油ガス(LPG)		kg	3.00	
	液化天然ガス(LNG)		kg	2.70	
	ガソリン		リットル	2.32	
	軽油		リットル	2.59	
	他人から供給された電気の使用	買電	800,000	kWh	0.358
他人から供給された熱の使用	産業用以外の蒸気、温水、冷水		MJ	0.057	
二酸化炭素排出量合計					2,178,400

2005 (平成 17) 年度(把握が困難な場合は、把握可能な直近の年度)の使用量を記入してください。

別紙①

別紙②

平成 32 年度は 2020 年度と読み替えます。

注) 燃料種別ごとの単位発熱量及び排出係数は、以下のとおりである。  
二酸化炭素排出量は、使用量(C)×二酸化炭素換算係数(D)で求める。

単位に注意して記入してください。例えば LPG や LNG の単位は、「kg」です。  
m<sup>3</sup>しか分からない場合は、  
LPG 1m<sup>3</sup>=2.18kg、LNG 1m<sup>3</sup>=0.714kg  
として計算してください。

灯油	L(リットル)	36.7	0.0678	2.49	コールタール
軽油	L(リットル)	37.7	0.0686	2.58	コークス炉ガス

(参考) 兵庫県の削減目標  
兵庫県地球温暖化対策推進計画 (H29.3) の中間目標  
2020 年度排出量を 2005 (H17) 年度比で 6%削減  
(電力排出係数を 0.358 に固定した場合 15%削減)

液化天然ガス(LNG)	kg(キログラム)	54.6	0.0495	2.70	電気事業者からの買入
その他可燃性天然ガス	Nm <sup>3</sup>	43.5	0.0510	2.22	

当該計画書・報告書は、ばい煙発生施設に係るものだけでなく、事業所全体での前年度(4月～翌年3月末まで)の電気や燃料の使用量を記入してください。

主に工場等の敷地外で走行する自動車等の移動体の燃料使用量は算入不要です。  
一方、工場等の敷地内のみを走行する移動体(例えば構内専用フォークリフト)の燃料使用量は算入対象となります。

## 第3章 特定物質排出抑制措置結果報告書

### 1 特定物質排出抑制措置結果報告書の提出

特定規模排出事業者は、2020（令和2）年度を目標とした排出抑制計画に基づき毎年度実施した排出抑制措置の結果について、県（温暖化対策課）に報告する義務があります。工場等の区分に応じ、1号報告書（様式第5号）又は2号報告書（様式第6号）のいずれかを作成してください。

工場等の区分	計画書の種類	報告書の種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法に規定するエネルギー（原油換算）の前年度（4月1日から3月31日まで）の合計使用量が、1,500kL以上の工場等</li> </ul>	<p>新規事業所、報告済の計画を変更したときは次の①、②の両方を提出。 （②は事業者単位で提出）</p> <p>① 1号排出抑制計画書（様式第1号） →記入方法は、本マニュアルのp10～参照</p> <p>② 公表用排出抑制計画書（様式第4号） →記入方法は、本マニュアルのp32～参照</p>	<p>毎年、次の③④の両方を提出。 （④は事業者単位で提出）</p> <p>③ 1号報告書（様式第5号） ※目標達成状況確認票含む →記入方法は、本マニュアルのp38～参照</p> <p>④ 公表用報告書（様式第8号） →記入方法は、本マニュアルのp58参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>前年（1月1日から12月31日）に排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が3,000トン以上である工場等</li> </ul>	<p>次の⑤を提出。</p> <p>⑤ 2号排出抑制計画（様式第2号） →記入方法は、本マニュアルのp34～参照</p>	<p>次の⑥を提出。</p> <p>⑥ 2号報告書（様式第6号） ※目標達成状況確認票含む →記入方法は、本マニュアルのp60～参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法に規定するエネルギー（原油換算）の前年度（4月1日から3月31日まで）の合計使用量が、500kL以上1,500kL未満であり、大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を設置している工場等</li> </ul>	<p>次の⑤を提出。</p> <p>⑤ 2号排出抑制計画（様式第2号） →記入方法は、本マニュアルのp34～参照</p>	<p>次の⑥を提出。</p> <p>⑥ 2号報告書（様式第6号） ※目標達成状況確認票含む →記入方法は、本マニュアルのp60～参照</p>

※ 条例対象となる工場・事業場の判定フロー図は①本マニュアルの3ページ参照

本マニュアルにおいて、条例に基づく計画書や報告書は以下のとおり記載されます。

特定物質排出抑制計画書（様式第1号）	1号排出抑制計画
特定物質排出抑制計画書（様式第2号）	2号排出抑制計画
※特定物質排出抑制計画書（様式第3号）	3号排出抑制計画
公表用特定物質排出抑制計画書（様式第4号）	公表用排出抑制計画
特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第5号）	1号報告書
特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第6号）	2号報告書
※特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第7号）	3号報告書
公表用特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第8号）	公表用報告書

（※は自動車運送事業者用の様式です。）

## 2 エネルギー使用量 1,500kL 以上等の工場等に係る報告書（1号報告書）

※ エネルギー使用量年間 1,500kL 未満の事業所は P60 を参照

### (1) 特定物質排出抑制措置結果報告の提出

1号排出抑制計画を提出した工場等（本マニュアルの 10 ページ参照）は、同計画に基づき実施した温室効果ガスの排出抑制措置の結果について、1号報告書により毎年県に提出してください。

#### ア 1号報告書(様式第5号)の内容

1号報告書の構成は、次のようになっています。内容の記載については、次ページ以降の記載例を参考に工場・事業場ごとに作成してください。

- (ア) 特定物質排出状況
- (イ) 特定物質排出抑制措置の結果及び評価
- (ウ) 自家用車(業務に使用するものに限る。)の使用に関する対策
- (エ) 荷主としての対策

#### イ 添付資料

報告書には、その根拠となる資料を添付します。

- (ア) 算定を行う年度（算定年度）の特定物質排出量集計結果表
- (イ) 排出抑制措置の結果、目標達成状況等について参考となる資料
- (ウ) 公表用報告書(以下参照) ※2015（平成 27）年から提出
- (エ) その他添付資料（54ページ参照）

※ 2021年は、計画期間（2020年まで）が終了しましたので、特定物質排出抑制目標達成状況確認票もあわせて提出してください。

#### ウ 公表用特定物質排出抑制措置結果報告書(様式第8号)の内容

公表用報告書は、事業者単位でとりまとめて作成してください。

58 ページ以降の取りまとめ方法・記入例を参照し、作成してください。

### (2) 提出方法

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください（68 ページ「提出方法」参照）。（集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。）

**Excelファイルは必ずホームページの最新ファイルをダウンロードし、使用してください。**

受領印希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑（表紙）のみご郵送ください。

### (3) 提出期限

毎年度 7 月末日まで

### 《排出抑制措置結果報告書の記載方法》

計画期間中、毎年度、特定物質ごとの排出量を算定してください。

また、排出抑制計画に定めた排出抑制措置の結果について点検及び評価を行ってください。

さらに、排出抑制目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、排出抑制措置の内容の見直しを行ってください。その際には、変更計画書を提出してください。

なお、計画期間（2020(令和 2)年度まで）が終了しましたので、計画に定めた排出抑制措置の結果を「特定物質排出抑制目標達成状況確認票」で報告してください。（記載方法は 57 ページ参照）

また、達成要因または未達成要因を明らかにしてください。

事業所番号(6桁:送付の封筒に記載)は必ず記入してください。不明な場合は、県にご照会ください。

(4) 1号報告書の記入方法(記入例)

様式第5号(条例第142条の3関係)

(1号報告書:エネルギー使用量(原油換算)年間1,500kL以上の工場等用)

市町コード	
事業所番号	123456

特定物質排出抑制措置結果報告書

2021年7月 ○日

兵庫県知事 様

報告者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

神戸市中央区下山手通

県からの問い合わせに直接お答えいただける担当者名を記入してください。役職は問いません。

氏名(法人にあっては、名称)

株式会社〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇

担当者氏名

環境対策室 〇〇 〇〇

電話(078) 341-7711

設置者又は管理者を記入します。事業者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記入します。管理者とは、設置者から工場等の管理を委任されている者(例 工場長、支社長など)のことです。この場合、工場等の所在地、名称、工場等の代表者の氏名を記入します。なお、施設等の運転管理業務等を委託された管理会社は、管理者に該当しません。

工場・ビル等の名称を記入してください。

工場等の名称 株式会社〇〇〇〇 神戸工場

工場等の所在地 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

業 種 2661 金属工作機械製造業

最新の日本標準産業分類の細分類番号(4桁)と業種名を記入してください。

集計結果表(「【現況】集計結果表 CO<sub>2</sub>」シート)に入力すれば本シートに自動的に転記されますので、入力不要です。(本マニュアルのP48参照)

合計	1,537	kL/年(原油換算量)
燃料及び熱	1,040	kL/年(原油換算量)
電気	2,000,000	kWh/年
	(= 514)	kL/年

2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価 別紙のとおり

県からの問い合わせ等に直接お答えいただける担当者のいる部署を記載してください。担当部署連絡メールについても、県からご連絡をさせていただくことがあるので、できるだけ記入してください

称 〇〇部 環境対策室

電話 078-341-7711

先 (ファクシミリ 078-362-3966)

(電子メール ondankataisaku@pref.hyogo.lg.jp)

備考

必要事項があれば適宜記入してください。

A4

## ≪ 1号報告書の記載方法 ≫

### 業種の記載方法について

日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と業種名を記入してください。

複数の事業を行っている場合は、主として行われている業種について記入してください。

また、テナントビルの場合、ビル設置者の事業活動の業種（例 6911 貸事務所業）を記入してください。

日本標準産業分類の細分類番号と業種名は、以下のHP から検索することができます。

#### 【参考】日本標準産業分類

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

（上記ページを開いた後、分類検索システム → 日本標準産業分類 と進んでください。）

※ 2013（平成25）年10月に日本標準産業分類の改定が行われましたので、全ての事業者は、最新の細分類番号及び業種名を確認してください。

別紙

1 特定物質排出状況  
特定物質排出量 (2020年度)

(二酸化炭素換算 kg-CO<sub>2</sub>)

活動の区分	特定物質 二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	PFC	六ふっ化硫黄	三ふっ化窒素	合計
燃料の使用	2,848,200							2,848,200
他人から供給された電気の使用	676,000							676,000
他人から供給された熱の使用	0							0
(以下、算定対象となる活動を記載)	(算定対象となる特定物質を選択し、算定する。)							
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用		0	3,113,000					3,113,000
合計	3,524,200	0	3,113,000	0	0	0		6,637,200

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

集計結果表（「【現況】集計結果表 CO<sub>2</sub>」シート等）に入力すれば本シートに自動的に転記されますので、特別の事情がない場合は、入力不要です。（本マニュアル 27、28 ページ参照）

原単位目標の場合は、次のように単位を変更してください。

二酸化炭素換算(t-CO<sub>2</sub>)／製品生産量(t)

2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価

(1) 排出抑制目標の達成状況

報告書の目標年度は現計画  
2020（令和2）年度です。

(二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub>)

特定物質	基準年度 排出量 (2005(平成17) 年度)	現況排出量 (2020)年度	目標（2020）年度	
	(a)	(b)	抑制目標量 (c)	達成率 (%)
二酸化炭素	5,684	3,724	3,979	126.7
メタン				
一酸化二窒素	3,285	3,311	3,050	▲11.1
H F C				
P F C				
六ふっ化硫黄				
三ふっ化窒素				
合計	8,969	6,835	7,029	110.0

備考1：達成率  $(a) - (b) / \{(a) - (c)\} \times 100$

1号排出抑制計画書から、単位、基準年度、基準年度排出量及び抑制目標量をそのまま(原単位の場合は原単位のまま)転記してください。

集計結果表(本マニュアルP27、P54参照)に入力すれば自動的に転記されます。  
なお、原単位目標を採用する場合は、数式を上書きし、原単位の値を直接入力してください。

達成率は、2020年度目標値に対する進捗になっています。

基準年度（2005(平成17)年度）及び現況（2020(令和2)年度）の特定物質排出量及び製品生産量の実績はそれぞれ次のとおりである。

2005（平成17）年度・・・特定物質排出量 ○t、製品生産量 ○t

2020（令和2）年度・・・特定物質排出量 ○t、製品生産量 ○t

原単位目標を採用している場合に限り、基準年度及び現況について、「特定物質(温室効果ガス)排出量」及び「エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」の両方を記入してください。  
(総排出量目標を採用している場合は、空欄のままです。)

報告書の目標年度は現計画  
2020（令和2）年度です。

(2) 県内のプロジェクト等で創出されたクレジットによる削減量

(二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub>)

クレジット種	基準年度 排出量 (2013年度)	クレジット 償却量 (2020年度)	目標 (2020) 年度		参考	
			抑制目標 量	達成率 (%)	償却量	単位
			(a)	(b)	(c)	
J ー ク レ ジ ッ ト 等	再エネ電気来	600				MWh
	再エネ熱由来					GJ
	省エネ由来・ 森林由来					t-CO <sub>2</sub>
グリーン電力証書		4			10	MWh
グリーン熱証書						GJ
合 計 (B)		604				
総 計 (A) - (B)	8,969	6,231	7,029	141.1		

当該年度に償却した量を記入してください。  
クレジットを償却した場合はプラスの値、売却した場合は－（マイナス）の値にして計算してください。

備考1：達成率（%）＝{(a)－(b)}／{(a)－(c)}×100

備考2：事業所における削減量をクレジット化し、他の事業者に譲渡した場合は、当該クレジット相当量をマイナスの値として計上すること。

(3) その他、特定物質排出抑制措置の結果及び評価に関して特に報告したい事項

- ① Jークレジットの取得について
  - ・「CO<sub>2</sub>削減協力事業」を活用し、県内産Jークレジットを取得し、2021(令和3)年3月に償却
  - ・プロジェクト実施場所：〇〇株式会社（兵庫県〇〇市）
  - ・2020(令和2)年度クレジット量：600t-CO<sub>2</sub>
- ② グリーン電力証書の取得について：〇〇発電所（兵庫県〇〇市）
  - ・2020(令和2)年度
  - ・発電所名
  - グリーン電力証書取得量：1万kWh
  - ・二酸化炭素換算根拠：10,000kWh×0.358（調整後関電係数）＝3.6t-CO<sub>2</sub>
- ③ 上記の他、全社として10万t-CO<sub>2</sub>のJークレジットを取得し、低炭素社会実行計画の目標達成のために2021(令和3)年度に償却予定。

記入方法は、次ページの  
解説参照

## 2(2) 県内のプロジェクト等で創出されたクレジットによる削減量

県内で実施される削減プロジェクトにより創出されたクレジットについては、報告書に計上可能としています。

報告書に計上可能なクレジット種は、以下のとおりです。

- ・ 県内産のJ-クレジット
- ・ 県内産の国内クレジット
- ・ 県内産のオフセット・クレジット (J-VER)
- ・ 県内産のグリーン電力証書 (削減量として計上する場合は、CO<sub>2</sub>換算が必要です)
- ・ 県内産のグリーン熱証書 (削減量として計上する場合は、CO<sub>2</sub>換算が必要です)

取得したクレジットは、当該年度に償却(無効化)した量を記載してください。(クレジットを購入した状態で償却していないものは計上できません。)

また、当該事業所でプロジェクトを実施し、他者へクレジットを売却した場合は、「クレジット償却量」の欄にマイナスの値として計上してください。(排出量は、クレジット売却分は上がることとなります。)

但し、クレジットの売却により目標値を超過することがないようにご注意ください。

クレジットに係る具体的な情報(プロジェクトの実施場所、プロジェクトの実施によるクレジット量、CO<sub>2</sub>換算の根拠等)については、記載可能な範囲において、(3)に記載するよう努めてください。

### ◆ クレジットのCO<sub>2</sub>換算について

クレジットの種類によっては、発行単位が「t-CO<sub>2</sub>」になっていないものがありますので、条例の報告に反映するためには、CO<sub>2</sub>換算をする必要があります。

換算が必要なクレジットのCO<sub>2</sub>換算方法は以下のとおりです。

#### ア グリーン電力証書

グリーン電力証書の発行単位は「kWh」であるため、電力排出係数をかけて換算してください。排出係数は、年度によらず、全て0.358 kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用してください。

(例) 10,000 kWhのグリーン電力証書を購入した場合

- ・ グリーン電力証書の取得量 10,000kWh
- ・ 電力排出係数 0.358kg-CO<sub>2</sub>/kWh

$$10,000\text{kWh} \times 0.358\text{kg-CO}_2/\text{kWh} = 3,580\text{kg-CO}_2$$

#### イ グリーン熱証書

グリーン熱証書の発行単位は「MJ」であるため、当該年度の排出係数をかけて換算してください。排出係数は、温対法のエネルギー起源CO<sub>2</sub>の換算係数(他人から供給された熱の使用(産業用以外の蒸気、温水、冷水))である0.057kg-CO<sub>2</sub>/MJを用います。

(例) 10万MJのグリーン熱証書を購入した場合

- ・ グリーン熱証書の取得量 10万MJ
- ・ 排出係数 0.057kg-CO<sub>2</sub>/MJ

$$100,000\text{MJ} \times 0.057\text{kg-CO}_2/\text{MJ} = 5,700\text{kg-CO}_2$$

ただし、国が実施している「グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減量認証制度」で認証されたCO<sub>2</sub>排出量がある場合にはそちらを記載してください。

## **2(3) その他、特定物質排出抑制措置の結果及び評価に関して特に報告したい事項**

この欄には、特定物質の排出量に関して特に報告したい事項を記入してください（自由記載です）。

また、(2)で記載したクレジット量に関する情報等についても、下記の項目例を参考に記入するよう努めてください。

その他、県外や海外のクレジットを購入し、業界の低炭素社会実行計画等の目標達成のために償却した場合は、可能な範囲で詳細を記入してください。

クレジットに関する情報については、可能であれば、クレジットを償却したことを示す書類も添付してください。

### **◆ クレジットに関する情報の記入項目例**

- ・ クレジット種別
- ・ プロジェクト実施場所
- ・ クレジット償却量（取得量）
- ・ 換算後のクレジット償却量（取得量）
- ・ クレジット償却日（取得日）
- ・ 使用した CO<sub>2</sub>換算係数（換算の必要なクレジットのみ）

計画で定めた措置の内容について、当該年度にどのような措置を実施したかを記入してください。

(4) 排出抑制措置の達成状況

措置の区分	具体的な措置の内容			措置の結果		
	措置の内容		措置の目標	措置の内容		措置の目標
	措置コード	詳細		措置コード	詳細	
省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底	104	工程の削減	工程の見直しを随時行うことにより、燃料消費量を〇年度までに、〇トン削減する。(CO <sub>2</sub> 排出量〇t-CO <sub>2</sub> 削減)	104	〇月から実施した	燃料消費量は、〇年度比〇トン削減となった(達成率〇%) (CO <sub>2</sub> 排出量〇t-CO <sub>2</sub> 削減)
	106	二酸化炭素原単位の低いエネルギーの利用	燃料の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量を〇年度に比べ、2020年度に〇%削減する。(CO <sub>2</sub> 排出量〇%削減)	106	燃料をA重油から液化天然ガスに転換	燃料の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量は、〇年度比〇%削減となった(達成率〇%)。
	110	室内温度管理の適正化	電力消費量を〇年度比〇%削減する。(CO <sub>2</sub> 排出量〇%削減)	110	〇月から実施した。	電力消費量は、〇年度比〇%削減となった(達成率〇%)。(CO <sub>2</sub> 排出量〇%削減)
	112	昼休みの一斉消灯		112	〇月から実施した。	
製造設備や事務所ビルの低炭素化	201	コージェネレーションシステムの導入	燃料消費量を〇トン削減する。(CO <sub>2</sub> 排出量〇t-CO <sub>2</sub> 削減) (〇年度のボイラ設備の更新に合わせ、天然ガスコージェネレーション設備を導入)	201	コージェネレーションシステムの導入	燃料の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量は、〇年度に比べ〇%削減となった(達成率〇%)。
再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用	301	太陽光発電システムの導入	〇年に自家消費用の太陽光発電を導入し、購入電力量を〇kWh削減する。(CO <sub>2</sub> 排出量〇t-CO <sub>2</sub> 削減)	301	実施していない。〇月に導入可能性調査を実施した。	実施していない。
	302	製造工程における廃熱の利用	〇年に〇〇工程にバイナリー発電を導入し、燃料消費量を〇トン削減する。(CO <sub>2</sub> 排出量〇t-CO <sub>2</sub> 削減)	302	実施していない。〇月から設備改良工事に着手した。	実施していない。

対比させて記載する。

既に提出している計画に記載されている内容を転記してください。

計画内容と大きな変更(目標値、前提条件(機械の台数等)など)が生じた場合は、変更計画を別途提出してください。

当該年度に実施した措置に基づく数値的な結果を記入してください。また、その数値的な結果により、1号排出抑制計画で定めた措置の数値的な目標がどの程度達成されたかを記入します。

## 2(4) 排出抑制措置の達成状況

計画で定めた排出抑制措置について、報告の対象である年度に行った措置の内容、目標に対する当該年度の結果（数値的な結果）を記入します。

ア 「計画の内容」欄（左頁の左半分）には、既に提出している計画書に記載している内容を転記します。

イ 「措置の結果」欄（左頁の右半分）の「措置の内容」欄には、計画で定めた措置の内容について、当該年度にどのような措置を実施したかを記入します。

ウ 「措置の結果」の「措置の目標」欄には、当該年度に実施した措置に基づく数値的な結果を記入します。また、その数値的な結果により、計画で定めた措置の数値的な目標がどの程度達成されたかを記入します。

（参考）すでに提出いただいている特定物質排出抑制計画書に記載している内容は以下の改正前指針の排出抑制措置の区分及び措置内容から選定されています。）

別表1 排出抑制措置の区分及び措置内容（自動車運送事業者を除く。）

（第2 5 排出抑制措置の選定 関係）

<p>1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底</p>	<p>1 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備                  2 原材料の変更による特定物質排出量の抑制                  3 最適燃焼制御                  4 工程の削減・連続化                  5 建物外気温が低い場合における外気導入による冷房用エネルギーの削減                  6 燃料転換（二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの利用）                  7 ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入等によるエネルギー管理システムの採用                  8 空調設備等の設備機器の効率の良い運転のための点検及び保守管理                  9 エネルギー効率の良い事務機器等の使用                  10 夏期冷房摂氏 28 度、冬期暖房摂氏 20 度の維持による室内温度管理の適正化                  11 空調設備又はエレベーターの台数制御その他のエネルギーの使用の合理化に配慮した運転手法の採用                  12 昼休みの一斉消灯                  13 会議室などの冷暖房機器の使用後の運転停止                  14 小集団活動等を通じた省エネルギー活動                  15 環境マネジメントシステムの導入等、自主的な行動計画の策定と体制整備、環境情報の公開・提供</p>
<p>2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化</p>	<p>1 熱源設備におけるコージェネレーションシステム、蓄熱システム、燃料電池等の高効率熱源機器の採用                  2 空調設備、エレベーター等の設備におけるエネルギー低消費型機器の採用                  3 Hf(高周波点灯形)照明、LED(発光ダイオード)照明等高効率照明機器や人感センサーの採用                  4 地域冷暖房システム又は地域熱供給システムの利用                  5 高効率給湯機器の採用                  6 断熱性能を高める二重窓や複層ガラス等の導入                  7 建築物等の長寿命化                  8 電動機器のインバータ制御化                  9 木製品の有効活用、建築物の木質化</p>

別表1 排出抑制措置の区分及び措置内容（自動車運送事業者を除く。）

（「第2 5 排出抑制措置の選定」関係）

<p>3 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用</p>	<p>1 太陽光発電、風力発電、バイオマスボイラーその他の再生可能エネルギーの利用 2 製造工程における廃熱の利用（リジェネバーナーやバイナリー発電の導入等） 3 廃棄物の焼却排熱、下水の熱その他の未利用エネルギーの利用</p>
<p>4 自動車等に関する対策（工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。）を含む。）</p>	<p>1 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備 2 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等の導入 3 車両の大型化、トレーラー化 4 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化 5 輸送ルート・輸送手段の工夫 6 適正車種選択 7 積載率の向上 8 テレビ会議システム等の利用による交通量の削減 9 公共交通機関の利用による自動車使用頻度の低減 10 自動車の性能維持のための定期的な点検整備 11 エコドライブ（アイドリングストップを含む。）等経済的な運転の励行 12 エコドライブ関連機器の導入</p>
<p>7 廃棄物の排出抑制・再利用</p>	<p>1 使い捨て製品から再使用可能な製品への転換及び再生品の採用 2 分別回収品目の拡大 3 廃棄物のリサイクル</p>
<p>8 県内のプロジェクトで創出されたクレジット</p>	<p>1 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度により兵庫県内で創出されたJ-クレジット等の購入 2 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。）の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該電力量に一般電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出削減量とする。 3 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。）の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の削減量とする。 4 1から3までにおいて、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。 5 事業所内において1から3までのクレジットを創出し、他の事業者等に当該クレジットを移転したときは、移転した年度の排出量としてクレジットを二酸化炭素量に換算した量を加算するものとする。</p>
<p>9 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組で特に報告したいもの</p>	<p>1 事業所における樹木等による緑化 2 兵庫県内における樹木等による緑化、森林保全等の取組 3 再生可能エネルギーによる発電を目的とした「ひょうごグリーンエネルギー基金」（事務局：公益財団法人ひょうご環境創造協会）への寄附 4 低炭素社会実行計画等に基づく全社としての目標に対する達成状況 5 環境に配慮した製品の開発や販売、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入） 6 その他、特に報告したい地球温暖化対策（県外又は海外における二国間クレジットの取得等を含む。）</p>

別表1の「4 自動車等に関する対策」は措置結果報告書中の項3に、「5 荷主としての対策」は措置結果報告書中の項4に記載するため省略

3 業務用自家用車の使用に関する対策（工場等の敷地外を走行する業務用自家用車を5台以上保有する場合のみ）

(1) 車両の台数（2020年度）

- ① 乗用車 **11** 台
- ② 貨物車 **3** 台 道路運送車両法に基づく区分により内訳を記載  
 内訳： 軽貨物車 台（総排気量0.660リットル以下、他）  
 小型貨物車 台（総排気量2リットル以下、他）  
 普通貨物車 **3** 台（軽・小型以外のもの）
- ③ バス **1** 台（定員11人以上）
- ④ その他 台（内容： ）  
 その他 台（内容： ）
- ⑤ 合計 **15** 台

(2) 燃料の使用の実績、社の基本方針等

① 燃料の使用の実績及びCO<sub>2</sub>排出量

燃料の種類	年間使用量 (概算)	排出係数	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
ガソリン	kL <b>12</b>	<b>2,322</b>	<b>27,864</b>
軽油	kL <b>30</b>	<b>2,585</b>	<b>77,550</b>
LPG	kg		
CNG（天然ガス）	m <sup>3</sup>		
電気	kWh 100,000	0.334	33,4000
その他 ( )			
合計			<b>138,814</b>

② 社の基本方針・社内体制等

当社は、自家用車の使用にあたっては、地球温暖化防止その他の環境保全に努め、低公害車の導入を順次図っています。

2020(令和2)年度は、アイドリングストップなどエコドライブを推進するため、運転を行う社員向けに社内研修を年2回実施しました。

また、エコドライブリーダーを定め、社員に対し日常的に指導を行いました。

### 3 自家用車(業務に使用するものに限る。)の使用に関する対策

#### (1) 車両の台数

前年度(報告対象年度)の3月31日時点で、工場等、事業場の敷地外を走行する業務用自家用車(白ナンバー)が5台以上ある場合、作成してください。

(5台未満である場合は「(1)車両の台数」のみ記入して提出してください。)

- ・ 従業員所有の通勤用の車両は対象外です。
- ・ 工場、事業場等に所属する自家用貨物自動車、営業車、送迎バス等が対象です。

#### (2) 燃料の使用の実績

##### ① 燃料の使用の実績及びCO<sub>2</sub>排出量

工場等の敷地外を走行する業務用自家用車について記入します。

燃料の種類ごとに年間の総使用量を記載し、CO<sub>2</sub>の排出量を算定してください。

自動車の燃料種別ごとの排出係数は以下のとおりです。以下の計算式に従ってCO<sub>2</sub>排出量を算定してください。

##### 【燃料種別ごとのCO<sub>2</sub>排出量計算式】

$$\text{年間使用量} \times \text{排出係数 (下表参照)} = \text{CO}_2\text{排出量 (kg-CO}_2\text{)}$$

排出係数

燃料等	単位発熱量 a	排出係数(狭義) (kg-CO <sub>2</sub> /MJ) b	/L→/kL /kg→/t /m <sup>3</sup> →/千 m <sup>3</sup> c	排出係数 (トータル) a×b×c
ガソリン	34.6 (MJ/l)	0.0671	1,000	2,322 (kg-CO <sub>2</sub> /kl)
軽油	37.7 (MJ/l)	0.0686	1,000	2,585 (kg-CO <sub>2</sub> /kl)
L P G	50.8 (MJ/kg)	0.0590	1,000	2,999 (kg-CO <sub>2</sub> /t)
CNG車	45.0 (MJ/m <sup>3</sup> )	0.0499	1,000	2,244 (kg-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup> )

注：工場等の敷地外を走行する車両の燃料使用量等については、本項でのみ算入します。集計結果表(「【現況】集計結果表 CO<sub>2</sub>」シート等)への算入は不要です。他方、工場等の敷地内のみを走行する業務用自家用車(構内専用フォークリフト等)の使用燃料の量については、本項では算入不要で、集計結果表(「【現況】集計結果表 CO<sub>2</sub>」シート等)には算入対象となります。

##### ② 社の基本方針・社内体制等

自家用車の使用における温室効果ガス削減計画を着実かつ的確に実施するために、推進責任者および部署ごとの推進員など計画を推進する体制について記入します。

(3) 実施した対策

具体的な措置の内容	計 画 の 内 容 (導 入 の 目 標)	導 入 状 況 (導入時期、台数などの内容説明)
① 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車	2015(平成27)年度の車両更新時に、ハイブリッド自動車	2020(令和2)年度にハイブリッド自動車1台を導入した。
<p>既に提出している1号排出抑制計画に記載されている内容を転記してください。</p>		
② レーザー化		
③ 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化	関連会社の〇〇社との共同輸送について2004(平成16)年度から実施しているが、今後、拡大を図る。	未実施 (2021(令和3)年度実施予定)。
④ 輸送ルート・輸送手段の工夫	帰り荷の確保に努めるようにしている。	継続実施中。
⑤ 適正車種選択		
⑥ 積載率の向上		
⑦ テレビ会議システム等の利用による交通量の削減	2019(令和元)年度から実施する。	2020(令和2)年度から実施している。
⑧ 公共交通機関の利用による自動車使用頻度の低減	営業において、公共交通機関の利用が可能な場合は、できるだけ利用を図るようにしている。	継続実施中。
⑨ 自動車の性能維持のための定期的な点検整備	定期的な点検整備を実施中。	継続実施中。
⑩ エコドライブ(アイドリングストップを含む。)など経済的な運転の励行	2004(平成16)年度から研修を実施している。	継続実施中。
⑪ エコドライブ関連機器の導入	2014(平成26)年度に貨物車について1台導入する。	2014(平成26)年度に貨物車について1台導入した。 2020(令和2)年度に3台導入した。
⑫ 車両の燃料使用量等の把握		
⑬ Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用		
⑭ その他 ( )		

対象となる年度に実施した措置内容について、過去の年度に実施している措置も含めて、左欄と対比させる形で記入してください。

既に提出している1号排出抑制計画に記載されている内容を転記してください。

対象となる年度に実施した措置内容について、過去の年度に実施している措置も含めて左欄と対比させる形で記入してください。

既に提出している1号排出抑制計画に記載されている内容を転記してください。

対象となる年度に実施した措置内容について、過去の年度に実施している措置も含めて左欄と対比させる形で記入してください。

4 荷主としての対策  
実施した対策 (2020年度)

具体的な措置の内容 (台数、導入時期等)	計 画 の 内 容 (導 入 の 目 標)	導 入 状 況 (導入時期、台数などの内容説明)
荷主自ら ① 自家用貨物車から営業用貨物車への転換	自営転換を図り、2020年度において自家用による輸送率を50%から25%に引き下げます。	委託範囲を広げて、自家用による輸送率を引き下げました。
a 全貨物輸送量 (b+c)	2,010 t	
輸送量 (概算)	610 t (全体に占める割合 30.3%) b / a	
輸送量 (概算)	1,400 t (全体に占める割合 69.7%) c / a	
う 対 策  (2020年度の見込み)		
a 全貨物輸送量 (b+c)	2,200 t	
b 自家用による輸送量 (概算)	550 t (全体に占める割合 25%) b / a	
c 委託による輸送量 (概算)	1,650 t (全体に占める割合 75%) c / a	
② 貨物列車、船舶の利用などのモーダルシフト	2019(令和元)年度からJR貨物の利用を行う予定。	2020(令和2)年度は実施せず。
③ 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備等	2018年度から省エネ責任者を設置し、社員向けの研修を実施予定。	省エネ責任者を設置し、社員向けの研修を実施。
④ その他 ( )		
委 託 先 へ の 要 請 事 項		
① 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備等の要請	委託先へ2009(平成21)年度に要請し、実施してもらっている。	継続実施中。
② 貨物列車、船舶の利用などのモーダルシフトの要請		
③ 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等使用の要請	天然ガス自動車による運送について2011(平成23)年度に要請。	2012(平成24)年度から一部導入。
④ 車両の大型化、トレーラー化の要請	車両の大型化について、2010(平成22)年度に要請。	要請したが、車両更新の関係ですぐには無理との返答を得た。
⑤ 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化の要請	関連会社の〇〇社の貨物輸送と連携をとるよう2009(平成21)年度に要請し、実施中。	継続実施中。
⑥ 輸送ルート・輸送手段の工夫の要請		
⑦ 適正車種選択の要請		
⑧ 積載率向上の要請		
⑨ 自動車の性能維持のために定期的な点検整備の要請	定期的な点検整備や法令遵守を条件として貨物輸送委託を実施。	継続実施中。
⑩ エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行の要請	協力について2019(令和元)年度に要請予定。	要請し、実施するとの返答を得た。
⑪ エコドライブ関連機器の導入の要請	協力について2019(令和元)年度に要請予定。	要請し、実施するとの返答を得た。
⑫ 燃料使用量等の把握の要請		
⑬ Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用の要請		
⑭ その他 ( )		

報告書の目標年度は現計画2020(令和2)年度です。

## 4 荷主としての対策について

### 【荷主の定義】

- ・ 荷物に対して所有権をもつ事業者
- ・ 廃棄物については排出者責任を負う事業者

### 【報告対象外の貨物委託輸送】

- ・ 一般貨物自動車運送事業（特別積み合わせ。いわゆる宅急便）への委託分及び郵便物
- ※ 輸出する貨物については、国内輸送（陸上）分のみが対象となります。
- ※ 貨物委託輸送を行っておらず、荷主に該当しない場合は、「荷主自らが行う対策 ①a 全貨物委託輸送量」の欄に、ゼロを記入してください。

### (1) 実施した対策

ア 貨物輸送量については、把握できる範囲での概算や推計値で構いませんので、現況（前年度実績）の輸送量を記入してください。

- ・ 2020（令和2）年度の見込みについては現計画書に記入した「2020（令和2）年度の見込み」を転記してください。
- ・ 100%委託輸送している場合は、「荷主自らが行う対策①」の「c委託による輸送量（概算）」欄の「全体に占める割合」の欄に100%と記入してください。（輸送量（t）の記入は不要です。）

イ 「計画の内容（導入の目標）」欄には、現計画書に記載した内容を転記してください。

ウ 「導入状況」欄には、対象となる年度に実施した措置内容について、過去の年度に実施している措置も含めて記入してください。

その他添付資料

記入方法は、次ページの解説参照

電気事業者の電力排出係数(供給を受けた電気)

電気事業者(関西電力以外)の名称	2020年度の当該電気事業者に係る使用電力量(kWh)	公開されている最新の係数	
		年度	調整後排出係数(t-CO <sub>2</sub> /kWh)
関西電力㈱	4,500,000	2019	0.000318
1 ○○電力(株)	2,000,000	2019	0.000426
2 自己託送(○○工場自家発電)	3,000,000	2019	0.000370
3			
4			
5			
合計	9,500,000 kWh		

関西電(株)以外の電気事業者から電気の供給を受けている場合には、電気事業者名称、使用電力量、公表されている最新の調整後電力排出係数を記入してください。

・単位は、「万円」ですので、ご注意事項。  
令和2年6月実施の工業統計調査等でご提出された数値がある場合は、その数値を記入してください。

製造品出荷額(製造業のみ入力)

事業所の製造品出荷額	
2020年(暦年)	2,452,000
読み	(245億2000万円)

備考 (1 ページ)

出荷額が0円の場合は、その理由を記入して下さい。  
例：加工賃収入のみであるため。研究部門のみで、製造品を出荷していないため。

年度末時点の延床面積(業務系事業所のみ入力)

事業所の延床面積	
2020年度末(翌年3月31日)時点	m <sup>2</sup>

特定物質排出量集計結果表(現況) CO<sub>2</sub>

活動の区分 小分類	施設・製品等の種類 名称	燃料・換却物等の種類 名称	使用量	単位	原油換算係数	換算量		排出係数	排出量	温暖化係数	換算合計
						換算量	換算量				
他人から供給された電気の使用	関西電力(株)	昼間買電	2,500,000	kWh	0.257	643	9.97	0.358	895,000	1	895,000
		夜間買電	2,000,000	kWh	0.239	479	9.28	0.358	716,000	1	716,000
	電気事業者名称	昼間買電	1,000,000	kWh	0.257	257	9.97	0.358	358,000	1	358,000
	○○電力(株)	夜間買電	1,000,000	kWh	0.239	239	9.28	0.358	358,000	1	358,000
	電気事業者名称	昼間買電		kWh	0.257	0	9.97	0.358	0	1	0
		夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358	0	1	0
	電気事業者名称	昼間買電		kWh	0.257	0	9.97	0.358	0	1	0
	夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358	0	1	0	
	○○工場自家発電	自己託送	3,000,000	kWh	0.252	755	9.76*	0.370	1,110,000	1	1,110,000

関西電力(株)以外の電気事業者から電気の供給を受けている場合には電気事業者名称とそれぞれの使用量を記入してください。

## その他添付資料

### 【関西電力以外の電気事業者の電力排出係数等】

関西電力以外の電気事業者から電気の供給を受けている場合は、供給を受けている関西電力以外の全ての電気事業者について記入してください。（関西電力からのみ電気の供給を受けている場合は、**入力不要**です。）県が、県内の温室効果ガス総排出量の推計を行う際に使用しますので、記入にご協力をお願いします。

最新の電力係数は、以下のホームページに掲載されています。

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/denki>

※ ここで記入いただいた使用電力量や排出係数は、基準年度や現況の温室効果ガス排出量の計算結果には影響しません。

### 【製造品出荷額、延床面積】

県が、県内の温室効果ガス総排出量の推計を行う際に使用しますので、記入にご協力をお願いします。

なお、製造業については製造品出荷額\*のみを、業務系事業所については延床面積のみを記載してください。（「製造部門については製造品出荷額、事務所部分については延床面積」のように記入いただく必要はありません。）

※ 2020(令和2)年度実績については、2021(令和3)年6月1日に実施の令和2年工業統計調査（経済産業省）で報告した製造品出荷額を転記してください。

### 【集計結果表】

1号排出抑制計画書様式の「**【基準年】集計結果表 CO<sub>2</sub>**」シート等に年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分（※）に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を入力してください。（CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>の各シートについても入力してください。）エネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（kg-CO<sub>2</sub>）が算出され、「別紙第3項(1)特定物質排出状況基準年」シートに自動的に転記されます。

また、「**【現況】集計結果表 CO<sub>2</sub>**」シート等に年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分（※）に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を入力してください。（CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>の各シートについても入力してください。）エネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（kg-CO<sub>2</sub>）が算出され、「別紙第3項(1)特定物質排出状況現況」シートに自動的に転記されます。

ただし、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>のシートについては、二酸化炭素換算で3,000t未満のガスについては、報告不要です。

CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oについては、使用する設備、燃料の種類によって算定対象にならない場合がありますので31ページの「施設等の種類及び燃料の種類ごとの算定対象早見表」でご確認ください。

※ 活動の区分は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.4)（令和元年7月）環境省・経済産業省」に従って記入します。

※ 2021年（令和3年）に提出する報告書では、他者から供給を受けた電力排出係数については、電気事業者を問わず、基準年度、現況2020（令和2）年度、目標年度の全てを **0.358** kg-CO<sub>2</sub>/kWh としてください。

### ◆ 電力の取扱いについて

昼間買電や夜間買電の考え方は省エネ法の考え方に準じます。

- ・ 基本的な考え方（電力会社の昼間・夜間の時間帯とは異なるため注意が必要）  
省エネ法上の昼間買電 8時～22時  
" 夜間買電 22時～翌8時
- ・ 高圧電力、季時別などの契約は、  
昼間電力＝力率測定用有効電力量  
夜間電力＝全電力使用量－力率測定用有効電力量
- ・ 従量電灯、低圧電力などの契約の場合で、力率測定用有効電力量が分からない場合は、すべて昼間電力として計算してもよい。

## ◆ エネルギーの使用量の計算方法について

エネルギーの定義及び原油換算エネルギー使用量の算定方法は省エネ法に準じていますので、省エネ法の定期報告書記入要領等でご確認ください。

### ○ 集計結果表の記入例

特定物質排出量集計結果表（現況）  
CO<sub>2</sub>

		※年度 2020年度												
活動の区分 小分類	施設・製品等の種類 名称	燃料・焼却物等の種類 名称	使用量	単位	原油換算係数	原油換算量	単位 発熱量	排出係数	排出量	温暖化 係数	換算合計			
燃料の使用	燃料使用量	原油(コンデンセートを除く。)		%	0.986	0	38.2	0.0686	0	1	0			
		原油のうちコンデンセート(NGL)		%	0.911	0	35.3	0.0675	0	1	0			
		揮発油(ガソリン)		%	0.893	0	34.6	0.0671	0	1	0			
		ナフサ		%	0.967	0	33.6	0.0667	0	1	0			
		灯油		%	0.947	0	36.7	0.0678	0	1	0			
		軽油		%	0.973	0	37.7	0.0686	0	1	0			
		A重油		%	1.009	0	39.1	0.0693	0	1	0			
		B・C重油		%	1.081	0	41.9	0.0715	0	1	0			
他人から供給された熱の使用	熱使用量	都市ガス(13A)	1,000,000	Mm <sup>3</sup>	1.161	1,161	45	0.0493	2,244,000	1	2,244,000			
		産業用蒸気		MJ	0.028	0	1.02	0.060	0	1	0			
		産業用以外の蒸気		MJ	0.035	0	1.36	0.057	0	1	0			
		温水		MJ	0.035	0	1.36	0.057	0	1	0			
		冷水		MJ	0.035	0	1.36	0.057	0	1	0			
		他人から供給された電気の使用	関西電力(株)	昼間買電	1,500,000	kWh	0.257	386	9.97	0.358	587,000	1	587,000	
		夜間買電	800,000	kWh	0.239	192	9.28	0.358	286,400	1	286,400			
	電気事業者名称	昼間買電		kWh	0.257	0	9.97	0.358	0	1	0			
		夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358	0	1	0			
	電気事業者名称	昼間買電		kWh	0.257	0	9.97	0.358	0	1	0			
		夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358	0	1	0			
	電気事業者名称	昼間買電		kWh	0.257	0	9.97	0.358	0	1	0			
		夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358	0	1	0			
	上記以外の電気	買電		kWh	0.252	0	9.76	0.358	0	1	0			
上記以外の活動(「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省、経済産業省)」に定めのあるものに限る)														
					合計	1,740	kL		合計	3,072,048	kg	合計	3,072,043	kg-CO <sub>2</sub>

年間の燃料、熱、電力等の使用量や活動区分に応じた非エネルギー起源の原料等の使用量等を記入する。

年間エネルギー使用量(原油換算)が自動計算

温室効果ガス排出量が自動計算

### ○ 複数の電気事業者から供給された電気を使用している場合の記入例

特定物質排出量集計結果表（現況）  
CO<sub>2</sub>

		※年度 2020年度										
活動の区分 小分類	施設・製品等の種類 名称	燃料・焼却物等の種類 名称	使用量	単位	原油換算係数	原油換算量	単位 発熱量	排出係数	排出量	温暖化 係数	換算合計	
他人から供給された電気の使用	関西電力(株)	昼間買電	2,500,000	kWh	0.257	643	9.97	0.358	819,350	1	819,350	
		夜間買電	2,000,000	kWh	0.239	479	9.28	0.358	660,520	1	660,520	
		電気事業者名称	1,000,000	kWh	0.257	257	9.97	0.358	358,000	1	358,000	
		○○電力(株)	夜間買電	1,000,000	kWh	0.239	239	9.28	0.358	286,400	1	286,400
		電気事業者名称	昼間買電		kWh	0.257	0	9.97	0.358	0	1	0
			夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358	0	1	0
		電気事業者名称	昼間買電		kWh	0.257	0	9.97	0.358	0	1	0
			夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358	0	1	0
	○○工場自家発電	自己託送	3,000,000	kWh	0.252	755	9.76	0.370	2,928,000	1	2,928,000	

関西電力(株)以外の電気事業者から電気の供給を受けている場合は、電気事業者名称とそれぞれの使用量を昼間買電・夜間買電に分けて記入する。

他社から供給を受けた電力排出係数は0.358kg-CO<sub>2</sub>/kWhで固定する。

自社の別工場で自家発電した電力を自営線やJEPXを通じた自己託送などで供給を受けている場合には「上記以外の電気」欄に使用量及び電力排出係数を記入する。

### ○ 自家発電した電気や製造した蒸気を他者に販売する場合の記入例

特定物質排出量集計結果表（現況）  
CO<sub>2</sub>

		※年度 2020年度										
活動の区分 小分類	施設・製品等の種類 名称	燃料・焼却物等の種類 名称	使用量	単位	原油換算係数	原油換算量	単位 発熱量	排出係数	排出量	温暖化 係数	換算合計	
他人へ供給した熱(化石燃料使用分)	ボイラー蒸気	産業用蒸気販売	(13,000)	MJ	0.0263		1.02	0.055				
他人から供給された電気の使用	関西電力(株)	昼間買電	150,000	kWh	0.257	39	9.97	0.358	368,550	1	368,550	
		夜間買電	100,000	kWh	0.239	24	9.28	0.358	236,400	1	236,400	
		電気事業者名称		kWh	0.257	0	9.97	0.358	0	1	0	
			夜間買電		kWh	0.239	0	9.28	0.358	0	1	0
		電気事業者名称		kWh	0.257	0	9.97	0.358	0	1	0	
	電気事業者名称		kWh	0.239	0	9.28	0.358	0	1	0		
	上記以外の電気	買電		kWh	0.252	0	9.76	0.358	0	1	0	
自家発電量	化石燃料で発電し自家消費した量	GTOC、都市ガス	12,000,000	kWh								
他人へ供給した電気(化石燃料使用分)	自家発電分(GTOC)	売電	(250,000)	kWh	0.252		9.76	0.385				

蒸気販売量(単位に注意)はマイナスで記入し、自社で算出した排出係数を入力して自社のCO<sub>2</sub>排出量から差し引く。

自家発電量を入力する。また、電気販売量(単位に注意)はマイナスで記入し、自社で算出した排出係数を入力して自社のCO<sub>2</sub>排出量から差し引く。

### 3 特定物質（温室効果ガス）排出抑制目標達成状況確認票

排出抑制計画期間（2020年まで）が終了したので指針第3項6号に基づき、排出抑制目標の達成状況について、確認し、達成、未達成の要因について記載してください。

要因については、特定排出事業者自らが分析し、新計画を作成するときにも活かすようにしてください。

特定物質（温室効果ガス）排出抑制目標達成状況確認票					
温室効果ガス排出抑制計画期間（2020年度まで）が終了しましたので、兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針（平成18年告示第963号）に基づき、排出抑制目標の達成状況についてご確認いただき、達成、未達成の要因についてご記入ください。					
工場等の名称	〇〇工業(株) 兵庫工場				
担当者連絡先	製造課 兵庫 太郎				
特定物質(温室効果ガス)排出量	単位	基準年度排出量 (2005)年度	2020年度目標量(a)		2020年度排出量実績(b)
	t-CO <sub>2</sub>	254,000	215,900		198,000
抑制率	%	対基準年度比	15.00		22.05
原単位 (原単位設定の場合は記載)					
抑制率	%	対基準年度比	#DIV/0!		#DIV/0!
目標達成状況 (a)と(b)を比較し、○をつけて下さい。	達成→	○	非達成→		その他→
<b>「達成」または「未達成」の要因(又は「その他」を選んだ理由)を記載してください。</b> (例)・計画した措置の他、令和〇年に〇〇を導入したことにより、大幅な削減ができ、生産量は伸びたが、目標は達成できた。 ・計画した措置は順調に進めていたが、令和〇年に〇〇装置が故障し、旧施設を再稼働して操業を継続したため、排出量が増えてしまい、目標を達成することができなかった。 ・実排出量では、目標を〇〇t-CO <sub>2</sub> 超過したが、超過分については、県内産クレジット等を取得し、令和3年9月を目処に焼却する予定である。					

(目標を原単位設定とした場合)

特定物質（温室効果ガス）排出抑制目標達成状況確認票					
温室効果ガス排出抑制計画期間（2020年度まで）が終了しましたので、兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針（平成18年告示第963号）に基づき、排出抑制目標の達成状況についてご確認いただき、達成、未達成の要因についてご記入ください。					
工場等の名称	〇〇工業(株) 兵庫工場				
担当者連絡先	製造課 兵庫 太郎				
特定物質(温室効果ガス)排出量	単位	基準年度排出量 (2005)年度	2020年度目標量(a)		2020年度排出量実績(b)
	t-CO <sub>2</sub>	254,000	-		198,000
抑制率	%	対基準年度比	#VALUE!		22.05
原単位 (原単位設定の場合は記載)	t-CO <sub>2</sub> /t(生産量)	0.556	0.517		0.524
抑制率	%	対基準年度比	7.01		5.76
目標達成状況 (a)と(b)を比較し、○をつけて下さい。	達成→		非達成→	○	その他→

## 4 公表用特定物質排出抑制措置結果報告書(公表用報告書)

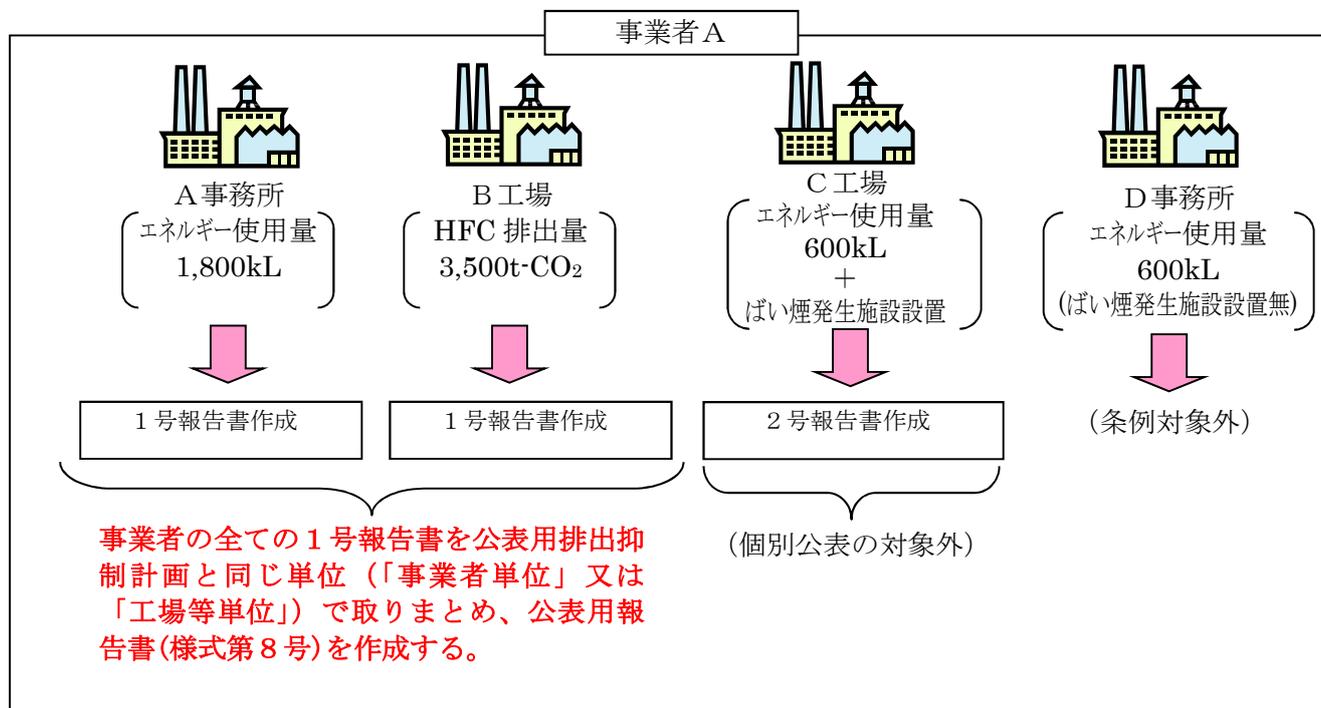
県は、事業者から提出のあった1号報告書(様式第5号)の概要を公表します。  
対象事業者は、公表用報告書(様式第8号)を、原則事業者単位で作成し、県に提出してください。

※ 県は、事業者から提出のあった公表用報告書(様式第8号)をそのまま県ホームページ等にて公開しますので、各事業者はその点を踏まえて公表用報告書(様式第8号)を作成してください。

### ◇ 公表用報告書(様式第8号)の取りまとめ方法

- 個別公表の対象となるのは、条例対象事業所のうち、エネルギー使用量(原油換算)が年間1,500kL以上又はHFC等の排出量がCO<sub>2</sub>換算で3,000t以上の事業所です。条例対象事業所であっても、エネルギー使用量が1,500kL未満の工場等については、公表の対象外となります。(下図参照。)また、県外の工場等も全て公表の対象外となります。
- 計画期間中に、公表対象となる事業所の1号計画書に変更が生じた場合や、公表対象となる工場・事業場の増減があった場合は、その都度公表用変更計画書(本マニュアルの10ページ参照)についても提出してください。
- 対象事業者は、工場等单位で作成した報告書の概要を、公表用排出抑制計画と同じ単位で取りまとめ、公表用報告書を作成してください(公表用排出抑制計画を事業者単位で取りまとめた場合は、公表用報告書も事業者単位で取りまとめてください。)
- 公表用排出抑制計画書については「事業者単位」で取りまとめ、公表用報告書については「工場等单位」で取りまとめるといったことはできませんので、ご注意ください。

<公表用報告書の取りまとめ(例)>



欄外に、公表に係る全ての工場等の事業所番号(6桁:各々送付の封筒に記載)を入力してください。  
 (本番号を元にしたリストを作成しますので、必ず入力してください。)  
 その際、前年度と同じ順番で入力してください。(例:前年度、1番目にA事務所、2番目にB工場の事業所番号を入れた場合、同様に1番目にA事務所、2番目にB工場の事業所番号を入力)

様式第8号(条例第142条の4関係)

公表用特定物質排出抑制措置結果報告書

123456

事業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇
事業者の主たる業種	2661 金属工作機械製造業
事業の概要	金属塊から切削加工製品(旋盤、ボール盤等)を製造する。
県内対象工場等の名称	A事務所、B工場(計2事業所)

↑  
事業所番号  
(1社目)

公表対象となる事業所の名称及びその事業所数を記入してください。

県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	(単位: t-CO <sub>2</sub> (CO <sub>2</sub> 換算量))		
	基準年度(実績) (2005年度)	現況(実績) (2020年度)	目標年度(計画) (2020年度)
	8,969	6,835	7,029
		対基準年度比 -7.6%	対基準年度比 -15%

公表用計画書に記載されている内容を転記してください。

報告書の目標年度は現計画2020(令和2)年度です。

温室効果ガスの排出 (例1) 表形式で記載する場合

先駆的な取り組みや最新の取り組み等、特にPRしたい措置結果を中心に記入してください。

措置の区分	具体的な措置の内容	措置の結果
エネルギー使用の合理化	ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)によるエネルギー管理システムの採用(2011(平成23)年度)	エネルギーが見える化され、エネルギーの使用の合理化が図られた。
製造工程における対策	製造工程における廃熱の利用(2015(平成27)年度)	A重油の消費量を年間約0t削減した。
再生可能エネルギーの導入	自家消費用の太陽光発電システムの導入(0kW)(2020(令和2)年度)	購入電力量0kWh/年削減した。

※詳細は弊社HP参照 (<http://〇〇〇〇〇>)

(例2) 文章で記載する場合

- ・2011(平成23)年度にビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)によるエネルギー管理システムを採用し、エネルギーが見える化され、エネルギーの使用の合理化が図られた。
- ・2014(平成26)年度に製造工程における廃熱回収を行い、A重油の消費量を年間約0t削減した。
- ・2020(令和2)年度に自家消費用の太陽光発電設備(0kW)を導入し、購入電力量を年間約0kWh削減した。
- ・詳細は弊社HP参照 (<http://〇〇〇〇〇>)

詳細な取組内容について、自社ホームページで紹介するよう努めてください。

社会貢献活動等	CSRの一環として2020(令和2)年度は社員〇人が「うちエコ診断」を受診した。
---------	--

## 5 エネルギー使用量1,500kL 未満の工場等に係る報告書（2号報告書）

※ エネルギー使用量年間1,500kL 以上の事業所は p 38を参照

### (1) 特定物質排出抑制措置報告の提出

2号排出計画を提出した工場等（ばい煙発生施設に係るものも含め、事業所全体での電気や燃料の使用量を省エネ法の規定に基づき算定した原油換算エネルギー使用量が年間500kL 以上1,500kL 未満であり、大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー等）を設置している工場等）は、同計画に基づき実施した温室効果ガスの排出抑制措置の結果について、2号報告書（様式第6号）により毎年県に提出してください。

次ページを参考に、必要事項を記入してください。なお、根拠となる別紙1～4を添付してください。

※ 2021年は、計画期間が終了しましたので、特定物質排出抑制目標達成状況確認票もあわせて提出してください。

### (2) 提出期限

毎年度7月末日まで

### (3) 提出方法

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください（68ページ「提出方法」参照）。（集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。）

**Excelファイルは必ずホームページの最新ファイルをダウンロードし、使用してください。**

受領印希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑（表紙）のみご郵送ください。パソコン未設置などやむを得ない場合のみ郵送（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1）もしくはファックス（FAX：078-382-1580）でご提出ください。

### (4) 目標年度について

2021（令和3）年に提出する報告書の目標年度は2020（令和2）年度です。

2021（令和3）年に2030（令和12）年度を目標とする新しい計画を作成し提出しますので、2022（令和4）年に提出する報告書から目標年度が2030（令和12）年になります。

## 《2号報告書(様式第6号)の記載方法》

計画期間中、毎年度、温室効果ガスの排出量を算定してください。

また、2号排出抑制計画(様式第2号)に定めた排出抑制措置の結果について点検及び評価を行ってください。

さらに、排出抑制目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、排出抑制措置の内容の見直しを行ってください。その際には、2号排出抑制計画(様式第2号)を提出してください。

なお、計画期間（2020(令和2)年度まで）が終了しましたので、計画に定めた排出抑制措置の結果を「特定物質排出抑制目標達成状況確認票」で報告してください。（記載方法は63ページ参照）

また、達成要因または未達成要因を明らかにしてください。

事業所番号(7桁:送付の封筒に記載)を入力してください。不明な場合は、県にお問い合わせください。

様式第6号(条例第142条の3関係)

市町	
事業所番号	1234567

排出抑制措置結果報告書

2021年〇月〇〇日

兵庫県知事 井戸敏三様

報告者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

神戸市中央区下山手通〇-〇-〇

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

工場等の名称	株式会社〇〇〇〇〇 神戸工場	
工場等の所在地	〒650-8567 神戸市中央区下山手通〇-〇-〇	
業種	食料品製造業	
2020年度に実施した温室効果ガス排出抑制措置の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ボイラーの設備を改善して燃焼効率を上げた。</li><li>・ 蛍光灯を節電型蛍光管に取り替えることにより、消費電力の節電を図った。</li><li>・ 昼休みの消灯</li></ul>	
2020年度における二酸化炭素排出量	1,984,000 (kg-CO <sub>2</sub> )	
連絡先	担当部署・担当者氏名 総務課 〇〇	
	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス *****@〇〇〇〇.〇〇.jp	

書ききれない場合は、別紙に記入いただいても結構です。

別紙①を転記

別紙

2020年度におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量

使用の区分	燃料等の種類	使用量 (C)	単位	二酸化炭素 換算係数 (D)	二酸化炭素 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) (C)×(D)
燃料としての利用	灯油		リットル	2.49	
	A重油	600,000	リットル	2.71	1,626,000
	B重油		リットル	2.71	
	C重油		リットル	2.71	
	都市ガス(13A)		m <sup>3</sup>	0.0499	
	液化石油ガス(LPG)		kg	0.0590	
	液化天然ガス(LNG)		kg	0.0521	
	ガソリン		リットル	2.49	
	軽油		リットル	2.49	
他人から供給された電気の使用	買電	1,000,000	kWh	0.358	358,000
他人から供給された熱の使用	産業用以外の蒸気、温水、冷水		MJ	0.057	
二酸化炭素排出量 合計					1,984,000

当該計画書・報告書は、ばい煙発生施設に係るものだけでなく、事業所全体での前年度(4月～翌年3月末まで)の電気や燃料の使用量を記入してください。

別紙①

注1) 二酸化炭素排出量は、使用量(C)×二酸化炭素換算係数(D)で求める。

注2) 電気の使用に係る二酸化炭素排出係数については、関西電力(株)の平成17年度の係数を他の電気事業者からの電気を使用している場合、排出係数を変更しても差し支えない。

注3) 液化石油ガス(LPG) 1m<sup>3</sup> = 2.18kg、液化天然ガス(LNG) 1m<sup>3</sup> = 0.714kgを用いて計算し、換算係数は、以下のとおりである。

単位に注意して記入してください。例えばLPGやLNGの単位は、「kg」です。  
m<sup>3</sup>しか分からない場合は、  
LPG 1m<sup>3</sup>=2.18kg  
LNG 1m<sup>3</sup>=0.714kg  
として計算してください。

換算係数	二酸化炭素換算係数	燃料の種類	単位
686	2.62	原料炭	kg
675	2.38	一般炭	kg
671	2.32	無煙炭	kg
667	2.24	石炭コークス	kg
678	2.49	コールタール	kg
686	2.58	コークス炉ガス	Nm <sup>3</sup>

主に工場等の敷地外で走行する自動車等の移動体の燃料使用量は算入不要です。  
一方、工場等の敷地内のみを走行する移動体(例えば構内専用フォークリフト)の燃料使用量は算入対象となります。

換算係数	二酸化炭素換算係数	燃料の種類	単位
261	2.61	原料炭	kg
233	2.33	一般炭	kg
252	2.52	無煙炭	kg
317	3.17	石炭コークス	kg
286	2.86	コールタール	kg
85	0.85	コークス炉ガス	Nm <sup>3</sup>

A重油	L(リットル)	39.1	0.0693	2.71	高炉ガス	Nm <sup>3</sup>	3.4	0.0964	0.33
B・C重油	L(リットル)	41.9	0.0715	3.00	転炉ガス	Nm <sup>3</sup>	8.4	0.1408	1.18
石油アスファルト	kg(キログラム)	40.9	0.0763	3.12	都市ガス(13A)	Nm <sup>3</sup>	45	0.0499	2.24
石油コークス	kg(キログラム)	29.9	0.0931	2.78	産業用蒸気	MJ			0.060
液化石油ガス(LPG)	kg(キログラム)	50.8	0.0590	3.00	産業用以外の蒸気、温水、冷水	MJ			0.057
石油系炭化水素ガス	Nm <sup>3</sup>	44.9	0.0521	2.34	電気事業者からの買電	kWh			0.358
液化天然ガス(LNG)	kg(キログラム)	54.6	0.0495	2.70					
その他可燃性天然ガス	Nm <sup>3</sup>	43.5	0.0510	2.22					

## 6 特定物質（温室効果ガス）排出抑制目標達成状況確認票

排出抑制計画期間（2020年まで）が終了したので指針第3項6号に基づき、排出抑制目標の達成状況について、確認し、達成、未達成の要因について記載してください。

要因については、特定排出事業者自らが分析し、新計画を作成するときにも活かすようにしてください。

特定物質（温室効果ガス）排出抑制目標達成状況確認票					
温室効果ガス排出抑制計画期間（2020年度まで）が終了しましたので、兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針（平成18年告示第963号）に基づき、排出抑制目標の達成状況についてご確認いただき、達成、未達成の要因についてご記入ください。					
工場等の名称	〇〇工業(株) 兵庫工場				
担当者連絡先	製造課 兵庫 太郎				
特定物質(温室効果ガス)排出量	単位	基準年度排出量 (2005)年度	2020年度目標量(a)		2020年度排出量実績(b)
	t-CO <sub>2</sub>	254,000	215,900		198,000
抑制率	%	対基準年度比	15.00		22.05
原単位 (原単位設定の場合は記載)					
抑制率	%	対基準年度比	#DIV/0!		#DIV/0!
目標達成状況 (a)と(b)を比較し、○をつけて下さい。	達成→	○	非達成→		その他→
<p><b>「達成」または「未達成」の要因(又は「その他」を選んだ理由)を記載してください。</b></p> <p>(例)・計画した措置の他、令和〇年に〇〇を導入したことにより、大幅な削減ができ、生産量は伸びたが、目標は達成できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画した措置は順調に進めていたが、令和〇年に〇〇装置が故障し、旧施設を再稼働して操業を継続したため、排出量が増えてしまい、目標を達成することができなかった。</li> <li>・実排出量では、目標を〇〇t-CO<sub>2</sub>超過したが、超過分については、県内産クレジット等を取得し、令和3年9月を目処に焼却する予定である。</li> </ul>					

## 第4章 資料編

### 1 環境の保全と創造に関する条例（抜粋）

#### 第6章 地球環境の保全等

##### 第1節 地球環境の保全等に関する施策の推進

第141条 県は、地球環境の保全等を図るため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、地球環境の保全に関する調査研究並びに環境の状況の監視、観測及び測定並びに環境の保全と創造に関する情報及び技術の提供等に関する施策を推進するものとする。

##### 第2節 地球の温暖化の防止

（地球の温暖化の防止に関する施策の計画的な実施）

第142条 県は、地球の温暖化の防止に資するため、大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質の総量の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するための総合的な施策を計画的に実施するものとする。

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第142条の2 大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定めるもの（以下この節において「特定物質」という。）を相当程度多量に排出するものとして規則で定める工場等を設置し、若しくは管理している者又は特定物質を相当程度多量に排出するものとして規則で定める道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車運送事業者（以下「特定規模排出事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う特定物質の排出状況、当該特定物質の排出の抑制に係る目標、その達成のために講ずる措置その他の特定物質の排出の抑制に関する事項を定めた計画（以下「特定物質排出抑制計画」という。）を、知事が定める指針に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画を変更したときは、変更後の特定物質排出抑制計画を速やかに知事に提出しなければならない。

（特定物質の排出の抑制）

第142条の3 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画に基づき、特定物質の排出を抑制するよう努めなければならない。

2 特定規模排出事業者は、規則で定めるところにより、特定物質排出抑制計画に基づき講じた措置の結果を知事に報告しなければならない。

（特定物質排出抑制計画等の公表）

第142条の4 知事は、第142条の2第1項又は第2項の規定により提出された特定物質排出抑制計画及び前条第2項の規定による報告（次項において「特定物質排出抑制計画等」という。）の内容を取りまとめ、集計した結果を公表するものとする。

2 前項に定めるもののほか、知事は、特定物質排出抑制計画等（規則で定める特定規模排出事業者から提出及び報告をされたものに限る。）の概要を公表するものとする。

（指導又は助言）

第142条の5 知事は、特定規模排出事業者に対し、特定物質排出抑制計画の作成及び特定物質排出抑制計画に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行うものとする。

(勧告)

第 142 条の 6 知事は、特定規模排出事業者が第 142 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による提出又は第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告をしなかったときは、当該特定規模排出事業者に対し、当該提出又は報告をすべきことを勧告することができる。

(特定規模排出事業者による取組状況の公表)

第 142 条の 7 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づく措置その他の特定物質の排出を抑制するための取組の状況を公表するよう努めるものとする。

(特定事業における排出の抑制)

第 143 条 事業者は、特定物質の総量を抑制するため、特定物質を排出する工場等のうち規則で定める規模以上のものの設置その他の特定物質の排出の抑制のために必要な措置を効果的に講ずることができる事業のうち規則で定めるもの（以下「特定事業」という。）を行おうとするときは、知事が定める指針に基づき必要な措置を講ずること等により、特定物質の排出を抑制するように努めなければならない。

2 事業者は、特定事業を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業の目的及び内容
- (3) 特定物質の排出を抑制するために講ずる措置
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

## 第 7 章 雑則

(違反事業者名等の公表)

第 150 条 知事は、第 36 条第 1 項の規定による許可を受けないで工場等を設置している者又は第 45 条若しくは第 48 条の規定による命令に違反している者があるときは、その事業者名等を公表するものとする。

2 知事は、第 108 条の 2 第 2 項、第 118 条第 4 項若しくは第 5 項、第 118 条の 2 第 4 項若しくは第 5 項又は第 142 条の 6 の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

## 2 環境の保全と創造に関する条例施行規則（抜粋）

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第45条 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）
- (2) パーフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第2条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）
- (3) 六ふつ化硫黄
- (4) 三ふつ化窒素

2 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める工場等は、次の各号のいずれかに該当する工場等とする。

- (1) エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。第4項及び第45条の4第1項第1号において同じ。）の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の使用量について、次のアからウまでに掲げるエネルギーの区分に応じ、それぞれアからウまでに定める方法により原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）が、1,500キロリットル以上である工場等  
ア 前年度において使用した燃料 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下この号において「省令」という。）第4条第1項に規定する方法  
イ 前年度において他人から供給された熱 省令第4条第2項に規定する方法  
ウ 前年度において他人から供給された電気 省令第4条第3項に規定する方法
- (2) 原油換算エネルギー使用量が500キロリットル以上1,500キロリットル未満であって、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）を設置している工場等
- (3) 排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄又は三ふつ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が前年度の12月31日以前の1年間当たり3,000トン以上である工場等

3 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める自動車運送事業者は、自動車運送事業（道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいう。）の用に供する自動車（使用の本拠の位置が県の区域内に存するものに限る。以下この条において「自動車」という。）の前年度の末日における総数が、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める台数以上である自動車運送事業者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車（けん引して陸上を移動させることを目的として製作されたものを除く。） 100台
- (2) 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（次号に規定するものを除く。）の用に供する自動車 100台
- (3) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 175台

4 条例第142条の2第1項に規定する特定物質排出抑制計画には、次に掲げる事項（第2項第2号に掲げる工場等にあつては、第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- (1) 工場等の名称及び所在地
- (2) 工場等において行う事業又は自動車運送事業の内容
- (3) 事業活動に伴って使用する燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量（自動車運送事業者にあつては、自動車運送事業の用に供する自動車の台数）
- (4) 特定物質の排出の抑制に関する方針
- (5) 特定物質の排出の抑制を図るための推進体制
- (6) 事業活動に伴う特定物質の排出量（知事が定める算定方法により算定したものに限り。）
- (7) 特定物質の排出の抑制に係る目標及び目標年度
- (8) エネルギーの使用の合理化、製造工程における対策、低公害車の導入等の特定物質の排出の抑制に係る目標の達成のために講ずる措置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が定める事項

5 条例第 142 条の 2 第 1 項の規定による特定物質排出抑制計画の提出は、工場等が第 2 項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第 3 項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の 7 月 31 日までに行なければならない。

(措置の結果の報告)

第 45 条の 2 条例第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告は、その年度において講じた措置の結果を取りまとめ、翌年度の 7 月 31 日までに行なければならない。

(特定物質排出抑制計画等の公表の対象)

第 45 条の 3 条例第 142 条の 4 第 2 項に規定する規則で定める特定規模排出事業者は、第 45 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に掲げる工場等を設置し、又は管理している者及び同条第 3 項に規定する自動車運送事業者とする。

附 則 (平成 15 年 9 月 30 日規則第 79 号)

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日規則第 43 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則 (以下「改正後の規則」という。) 第 45 条第 2 項に規定する工場等 (改正前の環境の保全と創造に関する条例施行規則第 45 条第 2 項に規定する工場等に該当するものを除く。) を設置し、又は管理している者及びこの規則の施行の際現に改正後の規則第 45 条第 3 項に規定する自動車運送事業者である者に対する同条第 5 項の規定の適用については、同項中「工場等が第 2 項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第 3 項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の 7 月 31 日」とあるのは、「平成 18 年 12 月 28 日」とする。

附 則 (平成 26 年 6 月 12 日規則第 24 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 45 条第 1 項に 1 号を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則 (以下「改正後の規則」という。) 第 45 条第 2 項第 3 号及び第 45 条の 4 第 1 項第 2 号の規定の適用については、平成 27 年 3 月 31 日までの間、これらの規定中「、六ふつ化硫黄又は三ふつ化窒素」とあるのは、「又は六ふつ化硫黄」とする。

3 次に掲げる者 (この規則の施行の日前に環境の保全と創造に関する条例 (平成 7 年兵庫県条例第 28 号。以下「条例」という。) 第 142 条の 2 第 1 項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した者を除く。) に対する改正後の規則第 45 条第 5 項の規定の適用については、同項中「工場等が第 2 項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第 3 項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の 7 月 31 日」とあるのは、「平成 26 年 12 月 26 日」とする。

(1) この規則の施行の際現に改正後の規則第 45 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に規定する工場等を設置し、又は管理している者

(2) 平成 26 年度に改正後の規則第 45 条第 2 項第 1 号に規定する工場等に該当することとなった工場等を設置し、又は管理している者

(3) 平成 26 年度に改正後の規則第 45 条第 3 項に規定する自動車運送事業者に該当することとなった者

4 平成 25 年度において講じた措置の結果に係る条例第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告に対する改正後の規則第 45 条の 2 の規定の適用については、同条中「7 月 31 日」とあるのは、「12 月 26 日」とする。

### 3 提出方法（条例対象）

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください。

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画」  
[https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/leg\\_422](https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/leg_422)



カテゴリー一覧	
計画・施策	+
融資・助成	+
報告・届出	+

#### ● 特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画

##### 制度の概要

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、2003(平成15)年10月から、特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画・措置結果報告制度を実施しています。  
対象事業者（一定規模以上の工場等又は自動車運送事業者）は、2020(令和2)年度の温室効果ガス排出目標量等を記載した特定物質排出抑制計画書を作成・提出する（計画書は変更がない限り、1度提出していただければ毎年提出する必要はありません。）とともに、計画に基づき前年度に実施した措置結果を毎年報告する必要があります。

~~~~~ ↓ ページダウンスクロール

※様式（エクセルファイル）をダウンロードして計画書・報告書を作成してください。（措置結果報告書は前年度実績を毎年提出する必要がありますが、計画書は計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。）

エネルギー使用量(原油換算)1500 k L 未満  
でばい煙発生施設を設置する事業所はこちらの様式を使用して下さい。

エネルギー使用量(原油換算)500 k L 未満  
でばい煙発生施設を設置する事業所はこちら (72 ページへ)

#### 提出様式

##### 1 工場・事業場

##### (1) 燃料、熱及び電気の年間使用量が原油換算1,500kL以上の事業所又は

ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素のいずれかの排出量が3,000t-CO2以上の事業所

[届出マニュアル\(2021\(令和3\)年4月\)\(工場・事業場用\)](#) [PDF](#) (PDFファイル)

【計画】(計画に変更がない限り、1度提出していただければ毎年提出する必要はありません。)

① [\(様式第1号\) 特定物質排出抑制\(変更\)計画書\(工場・事業場\)](#) (EXCELファイル) 工場・事業場ごとに作成

④ [\(様式第4号\) 公表用\(変更\)計画書\(工場・事業場 事業者\)](#) (EXCELファイル) **事業者単位でとりまとめ**

【報告】

⑤ [\(様式第5号\) 特定物質排出抑制措置結果報告書\(工場・事業場\)](#) [XLS](#) (EXCELファイル) 工場・事業場ごとに作成

※様式の一部に変更がありますので必ずダウンロードして使用してください。

⑧ [\(様式第8号\) 公表用報告書\(工場・事業場 事業者\)](#) [XLS](#) (EXCELファイル) **事業者単位でとりまとめ**

##### (2) 燃料、熱及び電気の年間使用量が原油換算500kL以上 1,500kL未満で、大気汚染防止法ばい煙発生施設(非常用を除く。)を設置している事業所

届出マニュアルは[届出マニュアル\(2021\(令和3\)年4月\)\(工場・事業場用\)](#) [PDF](#) を参照ください。

【計画】(計画に変更がない限り、1度提出していただければ毎年提出する必要はありません。)

② [\(様式第2号\) 排出抑制計画書](#) (EXCELファイル) 工場・事業場ごとに作成

③ [\(様式第2号\) 記載例](#) [PDF](#) (PDFファイル)

【報告】

⑥ [\(様式第6号\) 排出抑制措置結果報告書](#) [XLSX](#) (EXCELファイル) 工場・事業場ごとに作成

⑦ [\(様式第6号\) 記載例](#) (PDFファイル)

##### (3) 要綱対象事業所

燃料、熱及び電気の年間使用量が原油換算500kL未満で、大気汚染防止法ばい煙発生施設(非常用を除く。)を設置している事業所

様式及び記載例は[こちら](#)。(500kL以上 1,500kL未満の排出抑制計画と同じ(②計画書、⑥報告書)です。)

#### 提出方法

以下のリンクから簡易申請で提出してください。

※新指針に基づく「特定物質排出抑制計画書」の作成については、後日、県からお知らせいたします。

[\(簡易申請\) 排出抑制措置結果報告書の提出について](#) [外部サイト](#)

[提出方法について](#) [PDF](#) [PDFファイル]

~~~~~ ↓ ページアップスクロール

※作成した計画書・報告書を簡易申請システムで報告します。

「(簡易申請)排出抑制措置結果報告書の提出について」をクリック

簡易申請システム 「措置結果報告書の提出について」

https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1614236579915

情報入力ファイルの添付

|   |   |
|---|---|
| 申請日<br><b>必須</b>  | <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日  |
| 団体・法人名<br><b>必須</b>                                     | 64文字以下で入力してください。<br><input type="text"/>  |
| 役職・部署名 (担当部署)<br><b>必須</b>                              | <input type="text"/>  |
| お名前 (担当者名)<br><b>必須</b>                                 | <input type="text"/>  |
| 郵便番号  | 012-3456のように、半角ハイフンで区切って入力してください。<br><input type="text"/> <input type="button" value="住所検索"/>   |
| 住所  | 〇〇県△△市1-1-1のように、全角で入力してください。<br><input type="text"/>  |
| 電話番号<br><b>必須</b>                                       | 012-3456-7890のように、半角の数字とハイフンで入力してください。<br><input type="text"/>  |
| 内線番号  | 半角数字で入力してください。<br><input type="text"/>  |
| FAX   | 012-3456-7890のように、半角の数字とハイフンで入力してください。<br><input type="text"/>  |
| メールアドレス   | システムからの通知メールを受信するために、メールアドレスを入力してください。<br>確認用の欄には、同じメールアドレスをもう一度入力してください。<br>メールアドレス1 <input type="text"/><br>確認用 <input type="text"/><br>メールアドレス2 <input type="text"/><br>確認用 <input type="text"/><br><small>※両方にメールアドレスを入力された場合は、両方のメールアドレス宛てにメールが送信されます。<br/>※スマートフォンの場合、ドメイン指定受信を設定されている方は「elg-front.jp」を受信できるよう指定してください。</small> |
| 事業所番号   | <input type="text"/>  |
| (様式第1号、様式第3号) 排出抑制計画書 (様式第2号) (要綱様式第1号) 排出抑制計画書         | こちらに計画書 (Excelファイル) を添付してください。(計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。)<br>ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。<br>登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。<br>登録できるファイルの種類は、Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm)、圧縮ファイル(zip) です。<br><input type="button" value="参照..."/>  |
| (様式第4号) 公表用計画書  | こちらに公表用計画書 (Excelファイル) を添付してください。(計画に変更がない限り、1度提出していただければ毎年提出する必要はありません。)<br>ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。<br>登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。<br>登録できるファイルの種類は、Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm)、圧縮ファイル(zip) です。<br><input type="button" value="参照..."/>   |
| (様式第5号、様式第7号) 排出抑制措置結果報告書 (様式第6号) (要綱様式第2号) 排出抑制措置結果報告書 | こちらに措置結果報告書 (Excelファイル) を添付してください。<br>ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。<br>登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。<br>登録できるファイルの種類は、Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm)、圧縮ファイル(zip) です。<br><input type="button" value="参照..."/>  |

必要事項を記入してください。  
内容について問い合わせることがありますので「お名前」欄には担当者の連絡先を記入してください。

事業所番号を記入してください。

**※暗号化されたファイルは添付できません。**

「参照」ボタンを押して作成した提出ファイルを選択してください。計画書 (様式第1号又は様式第3号もしくは様式第2号) を添付します。(計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。)

「参照」ボタンを押して作成した提出ファイルを選択してください。公表用計画書 (様式第4号) を添付します。(計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。)

「参照」ボタンを押して作成した提出ファイルを選択してください。措置結果報告書(様式第5号又は様式第7号若しくは様式第6号)を添付します。

こちらに公表用措置結果報告書 (Excel) を添付してください。  
 ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。  
 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。  
 登録できるファイルの種類は、  
 Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm),圧縮ファイル(zip)  
 です。

参照...

「参照」ボタンを押して作成した提出ファイルを選択してください。公表用措置結果報告書を添付します。

計画書・報告書様式(Excelファイル)以外に添付ファイルがある場合にはこちらに添付してください。  
 ファイルは一つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。  
 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。  
 登録できるファイルの種類は、  
 Microsoft Word文書(doc,docx),Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm),Microsoft PowerPoint  
 pptx),Adobe PDF文書(pdf),テキスト文書(txt,csv),リッチテキスト文書(rtf),画像ファイル(jpg,jpeg,gif,p  
 ファイル(zip),Microsoft Excel文書 2003形式(xls),Microsoft Word文書 2003形式(doc)  
 です。

参照...

「参照」ボタンを押して作成した提出ファイルを選択してください。様式以外に提出するファイルがある場合、ご利用ください。

通信欄

「ひょうごの環境」ホームページからダウンロードした様式 (Excelファイル) を必ず使用して提出してください。  
 PDFへ変換したり、ファイルの行やシート削除を含めた改変はしないでください。

**お問い合わせ**  
 農政環境部環境管理局温暖化対策課推進班  
 TEL 078-362-3284

「申請内容確認」をクリック

申請内容確認 申請一時保存確認

内容の確認



|   |  |
|---|--|
| 申請日<br><b>必須</b>                                | 2021/06/01                               |
| 団体・法人名<br><b>必須</b>                             | 兵庫県                                      |
| 役職・部署名 (担当部署)<br><b>必須</b>                      | 温暖化対策課                                   |
| お名前 (担当者名)<br><b>必須</b>                         | 兵庫 太郎                                    |
| 郵便番号  | 650-8567                                 |
| 住所  | 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1                      |
| 電話番号<br><b>必須</b>                               | 078-341-7711                             |
| 内線番号  | 3367                                     |
| FAX   |  |
| メールアドレス   | メールアドレス1 ondankataisaku@pref.hyogo.lg.jp |
| 事業所番号   |  |
| (様式第1号、様式第3号) 排出抑制計画書 (様式第2号) (要綱様式第1号) 排出抑制計画書 | (様式第1号) 計画書(工場・事業場).xls (2.37MB)         |
| (様式第4号) 公表用計画書                                  | (様式第4号) 公表用計画書(工場・事業場).xls (84KB)        |

提出するファイルがアップロードされているか確認してください。

|  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| (様式第5号、様式第7号) 排出抑制措置結果報告書<br>(様式第6号) (要綱様式第2号) 排出抑制措置結果報告書 | (様式第5号)報告書(工場・事業場).xls (1.77MB)       |
| (様式第8号) 公表用報告書   | (様式第8号) 公表用報告書(工場・事業場 事業者).xls (71KB) |
| その他添付ファイル  | ファイルが指定されていません。                       |
| 通信欄  |                                       |

「ひょうごの環境」ホームページからダウンロードした様式 (Excelファイル) を必ず使用して提出してください。  
PDFへ変換したり、ファイルの行やシート削除を含めた改変はしないでください。

印刷用ページ

修正する 申請する

申請完了

提出するファイルがアップロードされているか確認してください。

「申請する」をクリック

## 4 提出方法について（要綱対象）

「ひょうごの環境」ホームページ「温室効果ガス排出抑制指導要綱」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください。

「ひょうごの環境」ホームページ「温室効果ガス排出指導要綱」

[https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/leg\\_455](https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/leg_455)



| カテゴリー一覧 |   |
|---------|---|
| 計画・施策   | + |
| 融資・助成   | + |
| 報告・届出   | + |
| 再エネ     | + |
| 省エネ     | + |
| 気候変動適応  | + |
| その他の取組  | + |

### 温室効果ガス排出抑制指導要綱

#### 制度の概要

「中小規模の事業者に対する温室効果ガス排出抑制指導要綱」に基づき、2007（平成19）年6月から、温室効果ガス排出抑制計画措置結果報告制度を実施しています。

対象事業者（以下の「規模要件」を参照）は、2020（令和2）年度の温室効果ガス排出目標等を記載した温室効果ガス排出抑制計画書を対象となった翌年の8月末までに提出するとともに、以後、毎年度の温室効果ガス排出実績等を記載した報告書を提出してください。

| 区分          | 規模要件  |
|-------------|---|
| 要綱対象中小規模事業者 | 燃料、熱および電気の使用量合計が原油換算で500kL/年未満で、大気汚染防止法のばい煙発生施設を設置している事業所 |

※以下の①、②事業所については、本要綱ではなく「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、計画書、報告書を7月末までに提出してください。



ページスクロール

#### 提出様式

- 排出抑制計画書  
[排出抑制計画書](#)（様式第2号（要綱様式第1号））[Excelファイル]  
[記載例](#) [PDFファイル]
- 排出抑制措置結果報告書  
[排出抑制措置結果報告書](#)（様式第6号（要綱様式第2号））[Excelファイル]  
[記載例](#) [PDFファイル]
- 参考  
[中小規模の事業者に対する温室効果ガス排出抑制指導要綱](#) [PDFファイル11KB]  
[報告書作成よくある質問と答え](#) [PDFファイル77KB]

#### 提出方法

以下のリンク先から簡易申請でご提出ください。

[（簡易申請）排出抑制措置結果報告書の提出について](#)  [外部サイト](#)

[提出方法について](#) [PDFファイル]

「（簡易申請）排出抑制措置結果報告書の提出について」をクリック

※様式（エクセルファイル）をダウンロードして計画書・報告書を作成してください。（措置結果報告書は前年度実績を毎年提出する必要がありますが、計画書は計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません）

※作成した計画書・報告書を簡易申請システムで報告します。

簡易申請システム 「措置結果報告書の提出について」

https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1614236579915

情報入力ファイルの添付

|   |   |
|---|---|
| 申請日<br><b>必須</b>  | <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日  |
| 団体・法人名<br><b>必須</b>                                     | 64文字以下で入力してください。<br><input type="text"/>  |
| 役職・部署名（担当部署）<br><b>必須</b>                               | <input type="text"/>  |
| お名前（担当者名）<br><b>必須</b>                                  | <input type="text"/>  |
| 郵便番号  | 012-3456のように、半角ハイフンで区切って入力してください。<br><input type="text"/> <input type="button" value="住所検索"/>   |
| 住所  | 〇〇県△△市1-1-1のように、全角で入力してください。<br><input type="text"/>  |
| 電話番号<br><b>必須</b>                                       | 012-3456-7890のように、半角の数字とハイフンで入力してください。<br><input type="text"/>  |
| 内線番号  | 半角数字で入力してください。<br><input type="text"/>  |
| FAX   | 012-3456-7890のように、半角の数字とハイフンで入力してください。<br><input type="text"/>  |
| メールアドレス   | システムからの通知メールを受信するために、メールアドレスを入力してください。<br>確認用の欄には、同じメールアドレスをもう一度入力してください。<br>メールアドレス1 <input type="text"/><br>確認用 <input type="text"/><br>メールアドレス2 <input type="text"/><br>確認用 <input type="text"/><br><small>※両方にメールアドレスを入力された場合は、両方のメールアドレス宛てにメールが送信されます。<br/>※スマートフォンの場合、ドメイン指定受信を設定されている方は「elg-front.jp」を受信できるよう指定してください。</small> |
| 事業所番号   | <input type="text"/>  |
| （様式第1号、様式第3号）排出抑制計画書<br>（様式第2号）（要綱様式第1号）排出抑制計画書         | こちらに計画書（Excelファイル）を添付してください。（計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。）<br>ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。<br>登録できるファイルのサイズは、10(MB)までです。<br>登録できるファイルの種類は、Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm),圧縮ファイル(zip)です。<br><input type="button" value="参照..."/>  |
| （様式第4号）公表用計画書   | こちらに公表用計画書（Excelファイル）を添付してください。（計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。）<br>ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。<br>登録できるファイルのサイズは、10(MB)までです。<br>登録できるファイルの種類は、Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm),圧縮ファイル(zip)です。<br><input type="button" value="参照..."/>   |
| （様式第5号、様式第7号）排出抑制措置結果報告書<br>（様式第6号）（要綱様式第2号）排出抑制措置結果報告書 | こちらに措置結果報告書（Excelファイル）を添付してください。<br>ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。<br>登録できるファイルのサイズは、10(MB)までです。<br>登録できるファイルの種類は、Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm),圧縮ファイル(zip)です。<br><input type="button" value="参照..."/>  |

必要事項を記入してください。  
内容について問い合わせることがありますのでお名前や電話番号欄には担当者の連絡先を記入してください。

事業所番号を記載してください。（不明の場合は空欄）

※暗号化されたファイルは添付できません。

「参照」ボタンを押して作成した提出ファイルを選択してください。計画書（様式第1号又は様式第3号もしくは様式第2号）を添付します。（計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。）

「参照」ボタンを押して作成した提出ファイルを選択してください。措置結果報告書(様式第5号又は様式第7号若しくは様式第6号)を添付します。

こちらに公表用措置結果報告書 (Excel) を添付してください。  
 ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。  
 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。  
 登録できるファイルの種類は、  
 Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm)、圧縮ファイル(zip)  
 です。

参照...

その他添付ファイル

計画書・報告書様式(Excelファイル)以外に添付ファイルがある場合にはこちらに添付してください。  
 ファイルは一つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。  
 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。  
 登録できるファイルの種類は、  
 Microsoft Word文書(doc,docx),Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm),Microsoft PowerPoint文書(ppt,  
 pptx),Adobe PDF文書(pdf),テキスト文書(txt,csv),リッチテキスト文書(rtf),画像ファイル(jpg,jpeg,gif,png),圧縮  
 ファイル(zip),Microsoft Excel文書 2003形式(xls),Microsoft Word文書 2003形式(doc)  
 です。

参照...

通信欄

「ひょうごの環境」ホームページからダウンロードした様式 (Excelファイル) を必ず使用して提出してください。  
 PDFへ変換したり、ファイルの行やシート削除を含めた改変はしないでください。

**お問い合わせ**  
 農政環境部環境管理局温暖化対策課推進班  
 TEL 078-362-3284

申請内容確認 申請一時保存確認

「参照」 ボタンを押して  
 作成した提出ファイルを選  
 択してください。様式  
 以外に提出するファイル  
 がある場合、ご利用くだ  
 さい。

「申請内容確認」 をクリック

内容の確認

|  |  |
|--|--|
| 申請日<br><b>必須</b>   | 2021/06/01                               |
| 団体・法人名<br><b>必須</b>  | 兵庫県                                      |
| 役職・部署名 (担当部<br>署)<br><b>必須</b>                                 | 温暖化対策課                                   |
| お名前 (担当者名)<br><b>必須</b>  | 兵庫 太郎                                    |
| 郵便番号   | 650-8567                                 |
| 住所   | 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1                     |
| 電話番号<br><b>必須</b>  | 078-341-7711                             |
| 内線番号   | 3367                                     |
| FAX  |  |
| メールアドレス  | メールアドレス1 ondankataisaku@pref.hyogo.lg.jp |
| 事業所番号  |  |
| (様式第1号、様式第3<br>号) 排出抑制計画書<br>(様式第2号) (要綱様<br>式第1号) 排出抑制計画<br>書 | (様式第2号)(要綱様式1)計画書様式(工場・事業場).xlsx (198KB) |
| (様式第4号) 公表用計<br>画書   | ファイルが指定されていません。                          |

提出するファイルがアップ  
 ロードされているか必ず  
 確認してください。

|  |  |
|--|--|
| (様式第5号、様式第7号) 排出抑制措置結果報告書<br>(様式第6号) (要綱様式第2号) 排出抑制措置結果報告書 | (様式第6号)(要綱様式2)報告書様式(工場・事業場).xlsx (326KB) |
| (様式第8号) 公表用報告書   | ファイルが指定されていません。                          |
| その他添付ファイル  | ファイルが指定されていません。                          |
| 通信欄  |  |

提出するファイルがアップロードされているか必ず確認してください。

「ひよこの環境」ホームページからダウンロードした様式（Excelファイル）を必ず使用して提出してください。  
PDFへ変換したり、ファイルの行やシート削除を含めた改変はしないでください。

印刷用ページ

修正する 申請する

「申請する」をクリック

申請完了